# 日本国特許庁電子文書交換標準仕様 X M L 編 (抜粋版)

2023.12.22

第6.43版

## 1 共通設計

#### 目次

## 1. 共通設計

- 1. 1 総論
  - 1. 1. 1 国際標準の準拠
  - 1. 1. 2 ファイル構成
  - 1. 1. 3 pkgheader · 管理情報
  - 1. 1. 4 レイアウト
  - 1. 1. 5 使用文字種
  - 1. 1. 6 イメージフォーマット
  - 1. 1. 7 PDF
  - 1. 1. 8 ST. 25およびST. 26
  - 1. 1. 9 特許庁システムで扱う XMLについて
  - 1. 1. 10 テキスト
- 1. 2 申請書類
  - 1.2.1 概要
  - 1. 2. 2 様式の変更
  - 1. 2. 3 請求の範囲
  - 1. 2. 4 明細書
  - 1. 2. 5 図面
  - 1. 2. 6 要約書
  - 1. 2. 7 請求の範囲・明細書・図面・要約書の DTD について
  - 1. 2. 8 手続補正書
  - 1. 2. 9 特許願の補正
  - 1. 2. 10 明細書の補正
  - 1. 2. 11 配列表の補正
  - 1. 2. 12 審判系書類の補正
- 1. 3 発送書類
  - 1.3.1 概要
  - 1. 3. 2 特許査定
  - 1. 3. 3 拒絶理由通知
  - 1. 3. 4 補正指令

- 1. 4 オンライン請求・オンライン閲覧
  - 1.4.1 概要
- 1.5 電子文書のアーカイブ形式とXMLのバージョンについて
  - 1. 5. 1 オンライン出願
  - 1.5.2 紙出願
  - 1. 5. 3 オンライン発送
  - 1. 5. 4 オンライン請求
  - 1. 5. 5 オンライン閲覧
  - 1.5.6 インターネット電子出願利用登録
  - 1. 5. 7 電子証明書追加更新、電子証明書利用停止
  - 1. 5. 8 申請人情報変更
  - 1. 5. 9 サービスメニュー登録、変更
  - 1. 5. 10 電子現金納付照会
  - 1. 5. 11 予納台帳照会
  - 1. 5. 11-1 銀行口座自動振替照会
  - 1. 5. 11-2 出願情報履歴照会
  - 1. 5. 11-3 請求履歴照会
  - 1. 5. 11-4 指定立替納付照会
  - 1. 5. 11-5 オーダーID 取得処理
  - 1. 5. 11-6 クレジットカード利用承認照会処理
  - 1. 5. 11-7 クレジットカード登録情報削除処理
  - 1. 5. 11-8 クレジットカード登録情報照会
  - 1. 5. 11-9 アクセスコード登録状況単件照会
  - 1. 5. 11-10 オンライン現金予納
  - 1. 5. 11-11 予納台帳番号付与請求
  - 1. 5. 11-12 電子現金納付手続種別確認
  - 1. 5. 12 アーカイブ内のファイルについて
  - 1. 5. 13 ファイル名について

#### 1. 共通設計

#### 1. 1 総論

#### 1. 1. 1 国際標準の準拠

現在、WIPOにて各国間における文書の流通性を高め、更に各国の事情にも対応できる柔軟性を持たせたDTDを作成することができる様に、工業所有権文書を構成する項目を規定した標準ELEMENTを国際標準として策定しようとしています。

標準ELEMENTは大きく次の2つに分類されます。

共通ELEMENT

PCTまたは各国の指定する全ての様式に共通に利用するELEMENTの集合

拡張ELEMENT

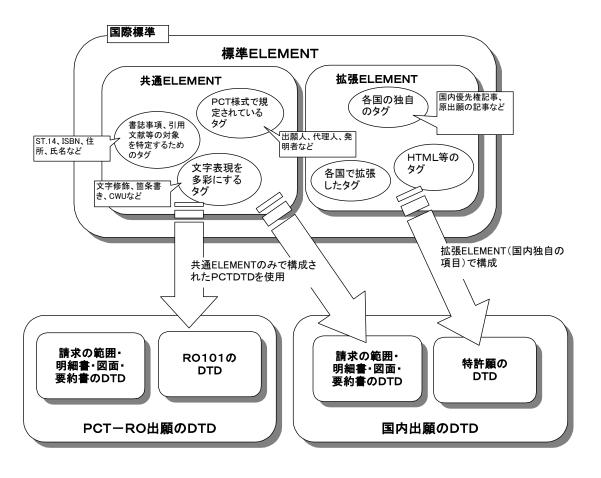
各国特許庁で独自に使用するELEMENT、他のマークアップ言語(HTMLなど)のELEMENTなどの集合

日本におけるPCT-RO出願のDTD、国内出願のDTDはこの標準ELEMENTで構成し、国際標準に準拠した形で定義します。

PCT-RO出願のDTD

PCT-RO出願の場合は、共通ELEMENTのみで構成されたPCTDTDを使用します。

但し、PCTDTDの中には、日本では不要なELEMENT、CWU(数式・化学式・表の表現方法)など技術的(表示・印刷ソフトが未対応)に時期尚早のELEMENTが含まれています。これらのELEMENTについては2003年時点では利用できません。将来、技術的に対応可能となった時点で利用可能になります。



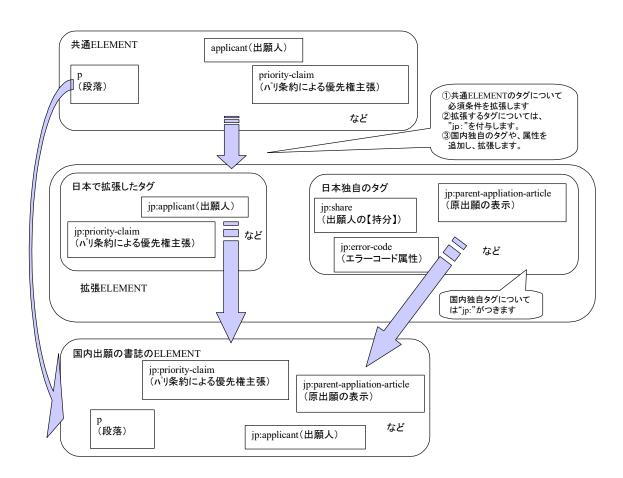
#### ②国内出願のDTD

#### 書誌のDTD

国内出願の書誌のDTDは、共通ELEMENTと拡張ELEMENTを使用します。

拡張ELEMENTのタグ名には全て"jp:"を付加します。

拡張する理由としては、国内出願の書誌にはPCTDTDには定義されていない国内独自の項目があること(例. 【原出願の表示】など)、PCTDTDに存在するタグであっても、その配下に国内独自の項目・タグ属性を追加する必要があるためです。(例. 出願人タグに【持分】の追加など)



#### ・請求の範囲・明細書・図面・要約書のDTD

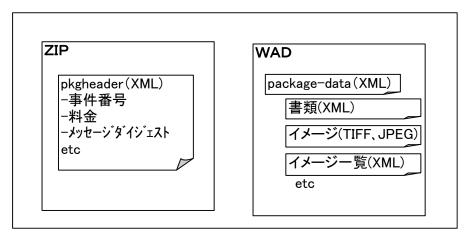
特許願、実用新案登録願、翻訳文提出書、国内書面、国際出願翻訳文提出書、国際出願翻訳文提出書(職権)、日本語国際公開(職権)に添付される請求の範囲、明細書、図面、要約書については、共通ELEMENTで構成されたPCTDTDをそのまま利用します。

#### 1. 1. 2 ファイル構成

出願人・代理人の方が出願時に送信するとき、特許庁から出願人・代理人の方に発送するとき、 出願人・代理人の方が閲覧するとき、特許庁内のシステム間で交換するときのファイルは以下の構 成になっています。

#### (1) 出願人・代理人の方が出願時に送信するとき

インターネットによる出願、ISDNによる出願の何れも、PCT技術標準に則ったファイル構成で送信します。(H22年4月からISDN出願ソフトは利用できなくなります。)



ZIP: pkgheader (XML) をZIPしたもの

Pkgheader : 管理情報の役目をするXML。

事件番号(出願番号等)、料金情報(予納台帳番号、料金等)、メ

ッセージダイジェストなどが設定されています。

WAD: package-data、application-bodyなどのXML、イメージファイルが

ZIPされたもの (WADは Wrapped application documents の略)

package-data: WAD内に含まれるXML (ST. 26含む)・ST. 25ファイルの目録情報(添付

されているXMLの種類とそのファイル名がわかります)などが設定され

ています。

package-dataの構造は項番(4)を参照。

書類:特許願、請明図要のXMLなどです。特許願の場合など、書類のXMLは

複数含まれる場合があります。

イメージ: 各書類に添付されるイメージファイル

イメージー覧:WAD内に含まれるTIFF、JPEG、PDFのファイル名の一覧が設定されて

います。

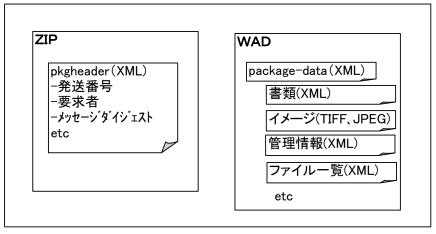
イメージー覧は、国内出願でのみ添付され、PCTRO出願では添付され

ません。

## (2) 出願人・代理人の方に発送するとき

①インターネットによる発送のとき

PCT技術標準に則ったファイル構成で送信します。



ZIP: pkgheader (XML) をZIPしたもの

Pkgheader : 通信上の管理情報の役目をするXML。

発送番号、発送要求者の識別番号、メッセージダイジェストなどが

設定されています。

WAD: package-data、発送書類、管理情報、ファイル一覧のXML、イメージフ

ァイルがZIPされたもの(WADは Wrapped application documents の略)

package-data: WAD内に含まれるXMLファイルの目録情報(添付されているXMLの種類

とそのファイル名がわかります)などが設定されています。

package-dataの構造は項番(4)を参照。

書類:発送書類のXML

イメージ: 発送書類に添付されているイメージファイル

管理情報 : 発送書類の管理情報

ファイル一覧:WAD内に含まれるXML、イメージのファイル名の一覧が設定されて

います。

#### ② ISDNによる発送のとき

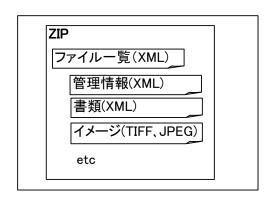
(H22年4月からISDN出願ソフトは利用できなくなります。)

ISDNによる発送のときは、次のかたちで交換します。

なお、項番①の形式との違いは、

- ・全てのファイルが一纏めにZIPされること
- ・pkgheaderはないこと
- ・package-dataとイメージー覧がファイル一覧になること

です。



ZIP: XML、イメージがZIPされています。

ファイル一覧:ZIP内にアーカイブされているXML、イメージのファイル名の一覧が

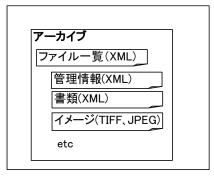
設定されています。

管理情報 : 発送書類の管理情報

書類:発送書類のXML

イメージ:発送書類に添付されているイメージファイル

(3) 出願人・代理人の方が閲覧するとき、特許庁内のシステム間で交換するとき オンライン閲覧、特許庁内のシステム間では、次のかたちで交換します。



アーカイブ: オンライン閲覧の場合は、XMLなどをZIPします。特許庁内で交換する

ときは、各システム間の取り決めに従ってアーカイブします。

ファイル一覧:アーカイブ内のXML (ST. 26を含む)、イメージ、ST. 25、PDFのファイル

名の一覧が設定されています。

管理情報:庁内の各システムが書類XMLを処理するために必要な情報が設定され

ています。(例,事件番号、料金情報、申請人確認情報など)

書類:特許願、請明図要のXMLなどです。特許願の場合など、書類のXMLは

複数含まれる場合があります。

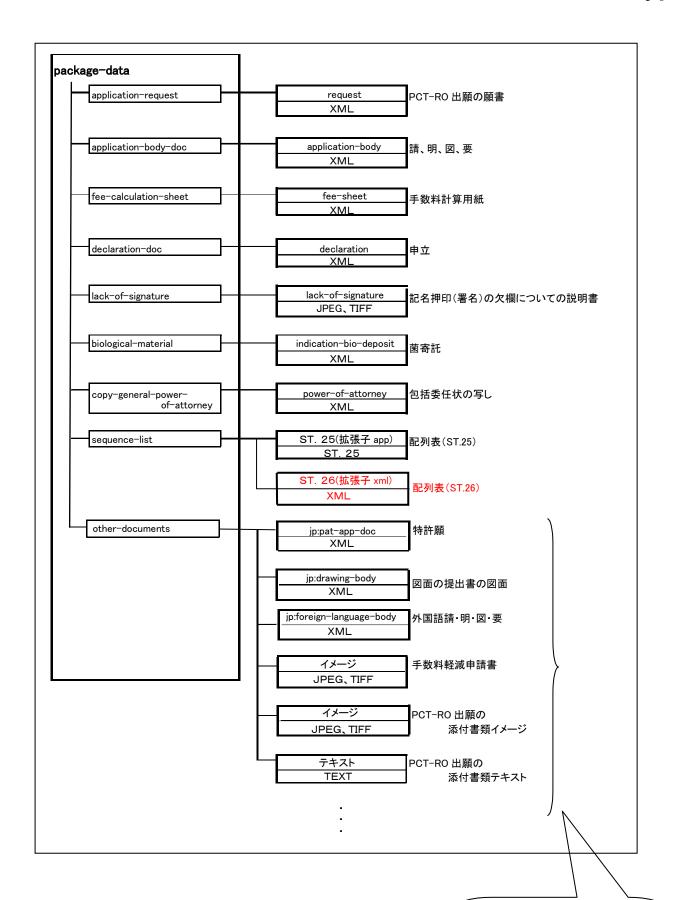
イメージ: 各書類に添付されるイメージファイル

なお、将来オンライン閲覧についてのファイル構成がPCT技術標準で定められたら、出願人・ 代理人の方にはPCT技術標準で定められた形式で送信することになります。その場合も、庁内 システム間では上記の形式のまま交換し、出願人・代理人の方に送信する前にPCT技術標準で 定められた形式に変換することで対応することになります。

#### (4) package-data内の構造

オンライン出願でPC出願ソフトから受付サーバに送信されるWADの中では、各XMLファイルはpackage-data(XML)からリンクされています。

PCTDTDをそのまま利用するrequest (PCT-ROの願書)、application-body (請・明・図・要)などは、それぞれ個別に定義されているタグ (requestの場合はapplication-request、application-bodyの場合はapplication-body-docといったように)からリンクされますが、国内独自のDTDを利用して電子化されたXMLは全てother-documentsからリンクされます。

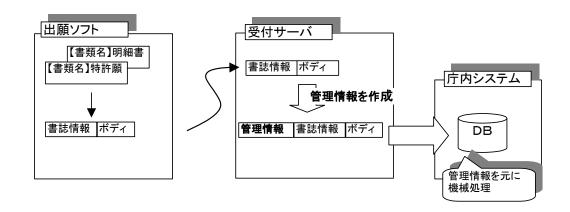


国内独自の DTD に従って電子化された XML、PCT-RO 出願の添付書類イメージ は全て other-documents からリンクされる

#### 1. 1. 3 pkgheader · 管理情報

#### (1) 申請書類について

現行のXフォーマットでは、出願ソフトから受信したデータに受付サーバで管理情報を付加して、後続システムの機械処理に利用しています。

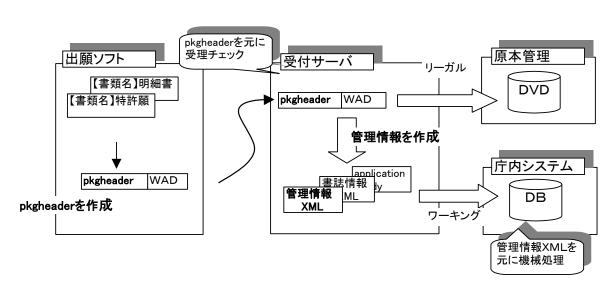


#### 2003年7月からは、

出願ソフトで、pkgheaderを作成、

受付サーバで、受信したpkgheaderから管理情報XMLを作成し 後続システムに送信し、機械処理に利用します。

pkgheaderには、申請する際に必要な情報(事件番号、料金情報、メッセージダイジェストなど)が設定されており、受付サーバでの受理チェックに利用されます。また、管理情報XMLには、従来のXフォーマットの管理情報相当の情報(事件番号、料金情報、申請人確認情報など)が設定されており、これまで通りの庁内処理が可能になっています。



pkgheader、管理情報 XMLの何れについてもシステム的に扱いやすいようにタグ内のデータはコード化して設定されています。

それぞれの例を次に示します。

#### 例1) pkgheaderの例

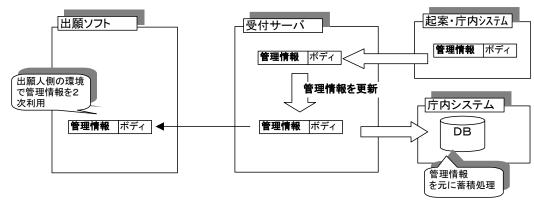
```
<pkgheader lang="ja" dtd-version="1.0" date-produced="20030701">
 <wad-message-digest>203982130fba38af···74af44</wad-message-digest>
 <transmittal-info>
  <new-application>
    <to>
     <country>JP</country>
                                  pkgheaderには、受付サーバでの
    </to>
  </new-application>
                                  受理チェックに必要な情報が
 </transmittal-info>
                                  コードして、設定されています。
 <application-software>
  (software-name)software-name/software-name)
  <software-version>0301</software-version>
  <software-message>0</software-message>
 </application-software>
 <payment>
  <fee fee-code="3" amount="14000" currency="yen" />
 </payment>
</pkgheader>
```

#### 例2)申請書類の管理情報XMLの例

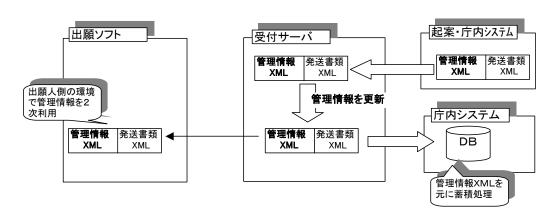
```
<jp:m-mi-acc-doc lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp">
 <jp:m-documents-classification-code>a163/jp:m-documents-classification-code>
 <jp:m-law>1</jp:m-law>
 <jp:m-application-number>2003012345</jp:m-application-number>
 <jp:m-filing-time>102533</jp:m-filing-time>
 <jp:m-receipt-number>50300100101</jp:m-receipt-number>
 <jp:m-receipt-date>20030201</jp:m-receipt-date>
 <jp:m-submission-date>20030201</jp:m-submission-date>
 <jp:m-acceptance-form>005</jp:m-acceptance-form>
 <jp:m-soft-opposition-article>
  <jp:m-application-software-version>0301</jp:m-application-software-version>
  <jp:m-formality-check-result>0</jp:m-formality-check-result>
  <jp:m-color-binary-flag>1</jp:m-color-binary-flag>
                                          管理情報XMLには、庁内システム
                                          の機械処理で必要な情報がコード
 \langle /jp:m-soft-opposition-article \rangle
                                          化して設定されています。
</jp:m−mi−acc−doc>
```

#### (2)発送書類について

現行のYフォーマットでは、起案・庁内システムで管理情報を作成後、発送システムにて管理情報を更新(発送日など)して出願ソフトにオンライン発送し、原本への蓄積を行っています。



XML化以降は、管理情報は管理情報XMLとなります。管理情報XMLには従来の管理情報相当の情報が設定されており、庁内システムでの処理、出願人側環境での2次利用を従来通り行うことが可能です。



管理情報XMLの内容はシステム的に扱いやすいようにコード化されています。 管理情報XMLの例を以下に示します。

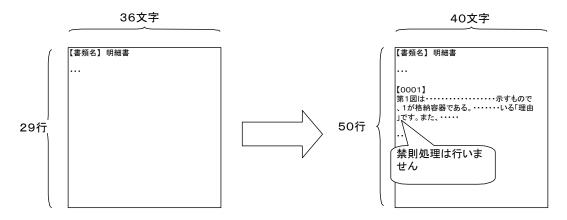
```
<jp:m-mi-notice-doc lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp">
 <jp:m-dispatch-management-article>
  <jp:m-documents-classification-code>A101/jp:m-documents-classification-code>
  <jp:m-law>1</jp:m-law>
  <jp:m-application-number>1999123456</jp:m-application-number>
  <jp:m-dispatch-number>6199123456</jp:m-dispatch-number>
  <jp:m-dispatch-data>20030115</jp:m-dispatch-data>
  <jp:m-dispatch-time>150900</jp:m-dispatch-time>
  <jp:m-arrival-date>20030117</jp:m-arrival-date>
  <jp:m-arrival-time>131000</jp:m-arrival-time>
 </jp:m-dispatch-management-article>
 <ip:m-domestic-office-doc-mng-arti>
  <jp:m-form-division>003</jp:m-form-division>
  <jp:m-advice-document-group>
    <jp:m-advice-document-number>01</jp:m-advice-document-number>
  </jp:m-advice-document-group>
  <jp:m-division-code>4F00</jp:m-division-code>
  <jp:m-examination-artivle>
    <jp:m-date>20030111</jp:m-date>
    <ip:m-staff-code>1234</ip:m-staff-code>
  </ip:m-examination-artivle>
</jp:m-domestic-office-doc-mng-arti>
</jp:m-mi-notice-doc>
```

#### 1. 1. 4 レイアウト

#### ①申請書類

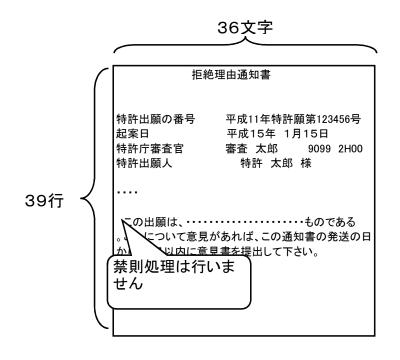
出願と公報のレイアウトを一致させるため、現行の36文字×29行文字から40文字×50行(一般にワープロを使用して文書を作成するときのレイアウトに相当する行数・文字数)に変更になります。

また、公報自動編集の実現、庁内庁外で同一のレイアウトを実現するために、禁則処理については現行と同様行いません。



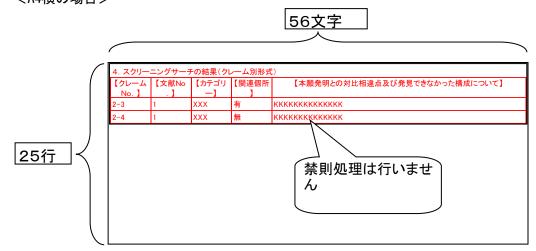
## 2発送書類、庁内書類

2003年のXML化以降においても現行の36文字×39行のままです。 発送書類、庁内書類についても禁則処理は現行と同様行いません。



## ③庁内書類 (表形式の検索報告書)

表形式の検索報告書ではA4縦とA4横のレイアウトを使用します。A4縦の場合、②と同様、36文字×39行とします。A4横の場合、56文字×25行とします。 表形式の検索報告書についても①、②と同様、禁則処理は行いません。 <A4横の場合>



#### 1. 1. 5 使用文字種

使用可能な文字はJIS X 0201-1976、JIS X 0208-1997の範囲で、外字は利用できません。 現行のXフォーマットで使用可能であった半角カナ文字、丸文字は、使用できなくなります。 また、エンコードは申請人のP C環境での利便性を考慮してShift-JISで行います。

種別		現行	新様式
文字種			JIS X 0201-1976(1byte) JIS X 0208-1997(2byte)
	半角カナ文字	0	×
	丸文字	0	×
	外字	×	×
エンコード		JIS	Shift-JIS

改行コードはCR/LF(16進表記で"ODOA")を使用します。(注1) また実体参照についてですが、XML規格では「&」、「〈」、「〉」、「'」、「"」の5つの 1バイト文字をそれぞれ & amp;、& lt;、& gt;、& apos;、& quot; という形式で記述するように定 義されています。(注2)これに加えて、特許庁システムでは更に半角スペースを表す & #160; を追加して使用します。

(参考)変更出願等の業務要件を考慮し、特許・実用新案との統一のため意匠、商標、審判の SGMLの文字種も、2003年7月からXML新様式と同じになります。 JIS X 0208-1983とJIS X 0208-1997との違いは下記の漢字2字追加されたことと14 5文字の微妙な字形変形でありますが、意匠、商標の出願系システムにおいて不具合 は生じません。

凜 ( 区点コード 8405 16進JISコード 7425 )熙 ( 区点コード 8406 16進JISコード 7426 )

種別		現行	2003年7月~
文字種			JIS X 0201-1976(1byte) JIS X 0208-1997(2byte)
	半角カナ文字	×	×
	丸文字	×	×
	外字	×	×
エンコード		JIS	JIS

- (注1) 改行コードには下記の例外があります。
  - ・ PCT-ROシステムで作成した PCTRO出願のファイル一覧 XMLには、改行が LF F (16進表記で"DA") で設定されている場合があります。
  - ・検索報告書のXMLには、改行がLF(16進表記で"OA")で設定されている場合があります。
- (注2) 国内出願のXMLでは、タグ内の文字・属性値において、「&」、「〈」、「〉」、「'」、「"」の5文字は、&、<、&gt;、&apos;、&quot;で実体参照されます。 PCTRO出願では、「&」、「〈」、「〉」の3つの文字はいつも実体参照されますが、「'」はそのままの文字で設定され(タグ内・属性値何れも)、「"」は属性値では実体参照されますが、タグ内にはそのままの文字で設定されます。
- (注3) 使用可能な文字をShift-JISのコード範囲で示すと以下の通りとなります。 ("Ox"は16進表記であることを示しています。)
  - (1) JIS X0201-1976の場合 0x0a (LF) 、0x0d (CR) 0x20~0x7e

ただし、次のコード範囲は、そもそも文字が割り当てられておらず、上記のコード範囲に含まれていても使用不可です。(\*は0~9、a~fの任意の1文字を表しています。) 0x\*\*00~0x\*\*39、0x\*\*7f、0x\*\*fd以降

#### 1. 1. 6 イメージフォーマット

図面には、現行のMMRに加えて新たにJPEGも添付することができます。但し、JPEGは図面代用写真の場合にしか使用できません。

JPEGはグレースケールのみ利用することができます。

図面の大きさは、「縦255.0mm、横170.0mm」の大きさまで提出できます。 (様式上、図面の大きさは図の見出し(【図1】など)を含めて「縦262.0mm、横170. 0mm」となっており、図の見出し(7mm)を除いた大きさが実際の図面(イメージ)と大きさ となります。)

画素密度は現行の200dpi、400dpiに加えて300dpiも利用できるようになります。

		現行	新様式	
イメージの形式		MMRのみ	・TIFF(MMR) ・JPEG (JPEGはゲレースケールのみ使用できます。 図面代用写真の場合のみJPEGを添付することができます。)	
画素密度		200dpi 400dpi	200dpi 300dpi 400dpi (画素密度は縦横一致している必要があります)	
図の最大の大きさ		横150mm 縦245mm	横170. 0mm 縦255. 0mm	
dot数(縦×横) 単位:dot	200dpi	_	200dpiの場合 横1338ドット 縦2007ドット	
	300dpi	_	300dpiの場合 横2007ドット 縦3011ドット	
	400dpi	_	400dpiの場合 横2677ドット 縦4015ドット	

なお、発送書類、庁内書類に添付する図形についても、上記規約に従ったイメージファイルを使用します。

登録原簿のイメージ(原簿フォーマットのXMLに添付されるイメージ)に関するイメージの形式、画素密度、図の最大の大きさ、dot数は以下の通りです。

- (1) 出願ソフトに送信するときのイメージ 上記規約通り
- (2) 庁内のオンライン閲覧システムで印刷するときのイメージ
  - ・イメージの形式 TIFF (MMR)
  - ・画素密度 制限なし
  - ・図の最大の大きさ A 4 以内

(但し、印刷時のプリンタマージンを考慮し、イメージ切れの

発生しない大きさとすること)

・dot数 制限なし

#### 1. JPEGの規約

以下の規約に準拠したJPEGであること。

- (1) JPEGのアルゴリズムは、ISO/IEC 10918-1によって規定されるベース ラインシステム(必須機能)に従うこと。
- (2) データの交換様式はJFIF (JPEG File Interchange Format) に従うこと。※
- (3) プログレッシブDCT形式は不可。(XML紙出力の処理系において未サポートの為)
  - ※JPEGイメージ不正表示対応(S-H28-0022)以降、出願ソフト経由のイメージデータにはベンダー固有の領域(APP1~15セグメント)を設定しない。

上記の規約は以下のような内容となる。

- (i) 画面の表現—交換する画像の色空間、画素精度などに関連する規定
  - 画素精度 (8ビット/画素)
  - 色の表現 (グレースケール)
- (ii) アルゴリズムー交換する画像の符号化圧縮形式に関連する規定
  - 圧縮形式 (非可逆符号化(DCT方式))
  - 符号化処理 (ベースライン・シーケンシャル処理)
  - 操作モード (シーケンシャル・モード)
  - エントロピー符号化 (ハイフマン符号化)
- (iii) データ交換-交換する圧縮イメージデータの構造に関連する規定
  - データ構造 (交換様式 JFIF)

#### (参照規格)

10918-1 Digital Compression and Coding of Continuous-tone Still Image Part1 Requirements and guidelines (JPEG ISO/IEC 10918-1)
JPEG File Interchange Format Version 1.02(C-Cube Microsystems)

#### 2. TIFFの規約

以下の規約に準拠したTIFFであること。

- (1) TIFFのアルゴリズムは、TIFF revision6の規定に従うこと。
- (2) 一つのTIFFファイルに一つのイメージしか格納されていないこと。
- (3) データの圧縮形式はファクシミリ互換のCCITT Group4に従うこと。
- (4) バイトオーダーはインテル交換バイトオーダー("II") であること。
- (5) シングルストリップであること。
- (6) IFD内の必須フィールドとして以下のものが設定されていること。

NO	フィールド名	説明
1	ImageWidth	X(水平)方向のピクセル数
2	ImageLength	Y(垂直)方向のピクセル数
3	Compression	データ圧縮型指定
4	PhotometricInterpretation	色空間指定
5	StripOffsets	イメージデータへのポインタ
6	RowsPerStrip	1ストリップの行数(=ImageLength)
7	StripByteCounts	イメージデータのバイト数
8	X_Resolution	X(水平)方向の画像解像度
9	Y_Resolution	Y(垂直)方向の画像解像度
10	ResolutionUnit	解像度単位指定(inch)

## (参照規格)

Aldus Corporation Developer's Desk. TIFF Revision 6.0

#### 1. 1. 7 PDF

新様式では外国語明細書をPDFで提出することができます。また、刊行物等提出書の添付書類をPDFで提出することができます。なお、ST. 26のPDFはWIPOが提供するツールを利用して庁内システムが作成します。そのため、PDFの規約はWIPOが提供するツールに準拠します。

また、特殊申請の添付書類をPDFで提出することができます。

謄本に注意書を添付する場合にも使用されます。注意書はPDFで作成されます。

#### 推奨するPDF

- (1) バージョン1. 2、1. 3、1. 4 (AdobeのAcrobatバージョン3と互換)もしくはバージョン1. 5、1. 6、1. 7 (AdobeのAcrobatバージョン4と互換) のいずれかであること
- (2) テキストが圧縮されていないこと
- (3) テキストが暗号化されていないこと
- (4) 電子署名を付さないこと
- (5) OLEオブジェクトを埋め込まないこと
- (6)全てのフォントが埋め込まれているか、規格PS17に従っているか、 AdobeのMultipleMasterのフォントから作られていること

#### 1. 1. 8 ST. 25およびST. 26

配列表については、現行通りWIPO標準であるST. 25またはST. 26の形式で提出することができます。

#### 1. 1. 9 特許庁システムで扱うXMLについて

特許庁システムで扱う X M L は、W 3 C 勧告の「 X M L 1. O 仕様書 (Extensible Markup Language 1.0 1998年2月10日勧告)」に準拠しており、本仕様書内で特に規定されていない事項については、「 X M L 1. O 仕様書」に則って作成されているものとします。

#### 1. 1. 10 テキスト

PCTRO出願時に、図面中に文字情報が存在した場合、文字情報をテキストファイルに出力し、願書等と一緒に提出することができます。

#### [補足] 請求の範囲、明細書、図面、要約書に記述する文字について

請求の範囲、明細書、図面、要約書には、JIS X 0201-1976(以下、半角文字)、 JIS X 0208-1997(以下、全角文字)の何れの文字も記述できます。

請求の範囲、明細書、図面、要約書に記述された文字は、下記のようにXMLに設定されます。

#### (1) デリミタ項目

①デリミタ項目に記載された文字

デリミタ項目に記載された文字は、対応するタグに変換されます。対応するタグが存在しない場合は、デリミタ(【、】)を除いて、〈heading〉タグの内容にそのまま設定されます。(デリミタはXMLには設定しません。表示時はスタイルシートでデリミタを編集します。)

但し、要約書の場合、【要約】、【課題】、【解決手段】、【選択図】はタグの内容として扱われ、要約書の〈p〉タグの内容にそのままデリミタ付きで設定されます。

#### ②デリミタ項目の連番

デリミタ項目の連番として記載された文字は、対応するタグの属性に半角文字に 変換して設定されます。 (例え全角文字で記載されても、タグの属性には必ず半角 文字で設定されます。)

- 例)・段落番号の番号(【0001】の0001の部分のこと)は、タグの num属性に半角文字で設定されます。
  - ・【請求項n】、【図n】、【数n】、【化n】、【表n】、【特許文献n】、 【非特許文献n】の"n"の部分は、それぞれに対応するタグ(<claim>、 〈figure〉、〈figref〉、〈maths〉、〈chemistry〉、〈tables〉、〈patcit〉、 〈nplcit〉)のnum属性に半角文字で設定されます。
  - 【実施例n】のnは、〈mode-for-invention〉タグのmode-num属性に半角文字で設定されます。

#### (2) デリミタ項目の内容

①【書類名】の場合

【書類名】の内容に記載された文字は、【書類名】のデリミタ項目とともにタグに 変換されます。

例) 【書類名】特許請求の範囲 → 〈claims〉

【書類名】明細書 → 〈description〉

【書類名】図面 → 〈drawings〉

【書類名】要約書 → 〈abstract〉

#### ②【書類名】以外の場合

【書類名】以外のデリミタ項目の内容として記述された文字は、デリミタ項目に対応するタグの内容にそのまま設定されます。(全角文字、半角文字何れもそのままタグの内容に設定されます。)

#### 1. 2 申請書類

#### 1. 2. 1 概要

#### (1)基本的な考え方

特実XML化に伴い、主に以下の変更が行われます。 (詳細は1.2.2以降を参照)

- ①特許願について
  - ①-1 平成15年7月の変更
    - ・現在【その他】欄に記載されている事項について新たに記載欄を設け、

【国等の委託研究の成果に係る記載事項】

【持分の割合】

が追加になります。

・意商審判ペーパレス化の際、特実について追って対応するとした

出願人代理人欄の【ファクシミリ番号】

出願人欄の【日本における営業所】

出願人欄の【法人の法的性質】

が追加になります。

また、原出願の表示欄の【出願日又は手続補正書提出日】が【出願日】に変更になります。

外部からの要望等に応え、

原出願の表示欄に【国際出願番号】、【出願の区分】 が追加になります。

- ①-2 平成17年度の変更
  - ・料金の支払い方法として新たに、電子現金納付ができるようになります。電子現金納付の場合は、【手数料の表示】に【納付番号】を記述します。
- ①-3 平成20年度の変更
  - ・料金の支払い方法として新たに、銀行口座自動振替ができるようになります。 銀行口座自動振替の場合は、【手数料の表示】に【振替番号】を記述します。
  - ・優先権書類の取得方法として新たに、優先権デジタルアクセスサービス (DAS) が利用できるようになります。

優先権デジタルアクセスサービス(DAS)を利用する場合は、【パリ条約による優先権等の主張】に【優先権証明書提供国(機関)】、【提供国(機関)における出願の番号】を記述します。

- ①-4 平成24年度の変更
  - ・優先権デジタルアクセスサービス (DAS) を利用する際の手続きが変更されます。 【パリ条約による優先権等の主張】に【出願の区分】と【アクセスコード】を記述します。
- ①-5 平成30年度の変更
  - ・料金の支払い方法として新たに、クレジットカード決済ができるようになります。 クレジットカード決済の場合は、【手数料の表示】に【<mark>指定立替納付</mark>】を記述します。

#### ②請求の範囲について

・PCT標準に従って、請求の範囲が明細書から別書類として独立します。 書類名は「特許請求の範囲」「実用新案登録請求の範囲」、また外国語出願の場合は 「外国語特許請求の範囲」になります。

#### ③明細書について

- PCT標準に従って、記載項目が変更になります。
- PCT標準に従って、段落番号の記述の仕方が変更になります。
- ・文字修飾について、下線、字上げ、字下げのみとなります。現行使用できる横倍 角は使用できなくなります。
- ・出願人の方の利便性向上のため、外国語明細書などは現行のテキストでの提出、 イメージ (TIFF) での提出に加えて、PDFでも提出できるようになります。

#### ④図面について

- ・ P C T 標準に従って、図面の大きさが最大縦255.0mm×横170.0mmまで提出できるようになります。
- ・また、図面代用写真についてJPEGによる提出ができるようになります。

#### ⑤手続補正書について

- ・補正の記事の記述の仕方は現行とおり変更ありません。
- ・請求の範囲、明細書、図面、要約書を補正するときは、新様式は新様式の補正の 単位で、旧様式は旧様式の補正の単位で行います。

#### (2) 申請書類の流れ

#### ①オンライン出願の場合

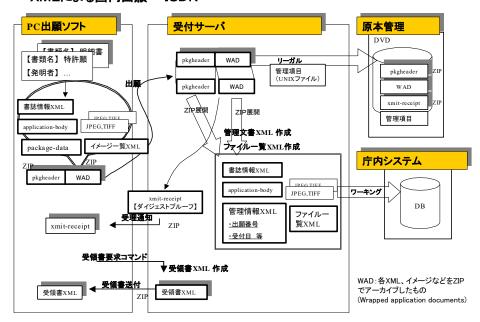
PC出願ソフトは出願人が作成した書類データを元に受付サーバへ送信する電子文書(PCT技術標準に準拠した形式)を作成します。

受付サーバでは、PC出願ソフトから送信された電子文書をそのまま原本管理(DVD)に蓄積すると同時に、特許庁内システムでの交換形式に変換して庁内システムに送信します。送信されたデータは、ワーキングドキュメントとしてXML書類管理システムのDBに蓄積されます。

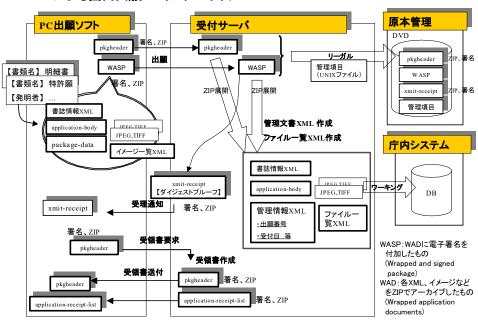
PC出願ソフトには、受理通知としてxmit-receiptが送信されます。

また、受付システムはPC出願ソフトから受領書の要求を受けると、受領書XMLを応答します。

#### XMLによる国内出願 ISDN



#### XMLによる国内出願 インターネット

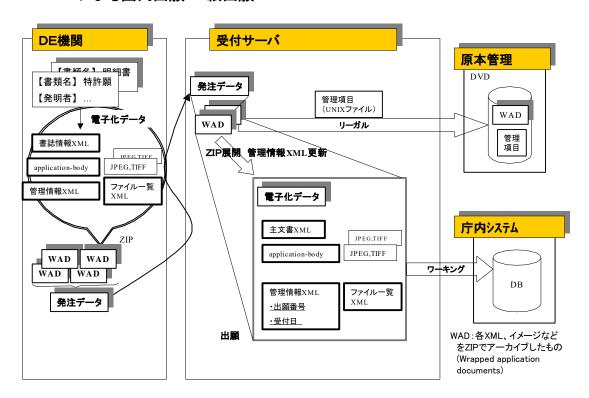


#### ②紙出願の場合

DE機関では、紙出願された書面をもとにXML、イメージファイル等を作成し、特許庁内で交換する形式で発注データを作成します。

受付サーバでは、発注データをそのまま原本管理(DVD)に蓄積すると同時に、管理情報を 更新して庁内システムに送信します。送信されたデータはワークドキュメントとしてXML 書類管理のDBに蓄積されます。

## XMLによる国内出願 紙出願



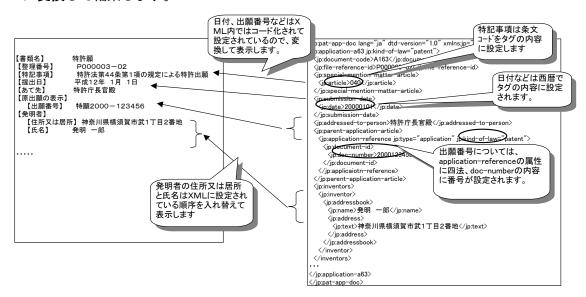
#### (3)表示について

#### ①並び替えについて

特許願のXMLのDTDは標準ELEMENTの共通ELEMENT(PCT様式と共通の項目)と拡張ELEMENT(国内独自の項目)からなります。共通ELEMENTを使用している項目はPCT様式と国内様式で順序が異なるため、発明者・申請者・出願人・代理人・手数料の表示などの項目はタグの順序を入れ替えて表示します。

#### ②コード変換について

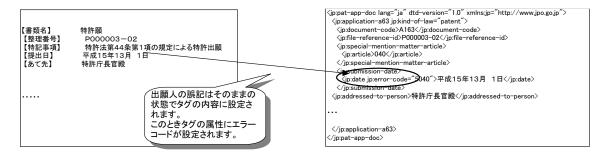
特許願の各タグの内容は自動方式完、出願書類蓄積時の出願マスタ作成等の処理を効率よく行うためにコード化して設定されています。表示するときには、コードを表示の形式に変換して編集します。



紙出願の場合で出願人の方に誤記があった場合、データエントリではその項目については、 コード化せずに、記述した内容をそのままタグの内容に設定します。このとき、そのタグの属 性にエラーコードを設定します。

これにより、出願人の方が記述した内容をそのまま庁内でも表示でき、職権訂正を容易に行うことができるようになります。

なおエラーコードを確認し、コード変換処理を行わずにそのまま表示するようにスタイルシートを記述できますので処理時に問題は発生いたしません。



#### 1. 2. 2 様式の変更

#### (1)様式の変更について

- ・平成15年7月の変更
  - 以下の項目が新たに特許願記載項目として追加されます。
    - ①【国等の委託研究の成果に係る記載事項】
    - ②【持分の割合】
    - ③出願人、代理人欄に【ファクシミリ番号】
    - ④出願人欄に【日本における営業所】
    - ⑤出願人欄に【法人の法的性質】
    - ⑥原出願の表示欄に【国際出願番号】、【出願の区分】

また、原出願の表示の【出願日又は手続補正書提出日】は【出願日】に項目名が変更になります。

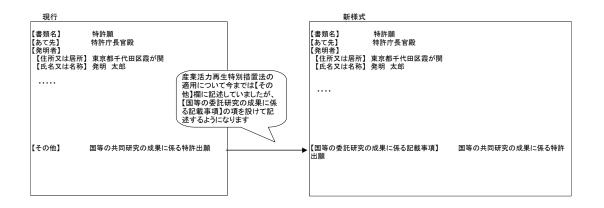
・平成17年度の変更

以下の項目が新たに特許願記載項目として追加されます。

⑦手数料の表示に【納付番号】

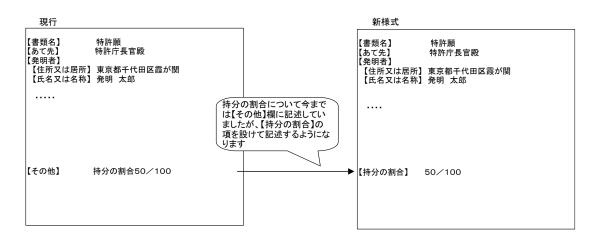
## ①【国等の委託研究の成果に係る記載事項】

現行は、産業再生法に関して【その他】欄に記述していましたが、新様式では、新たに追加される【国等の委託研究の成果に係る記載事項】に記述します。



#### ②【持分の割合】

現行【その他】欄に記載していた持分の割合を新規項目に記述するようになります。



#### ③【ファクシミリ番号】

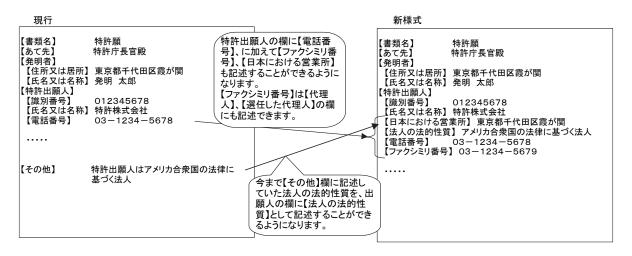
【特許出願人】、【代理人】、【選任した代理人】の欄に【ファクシミリ番号】を 記述することができるようになります。

#### ④【日本における営業所】

【特許出願人】の欄に【日本における営業所】を記述することができるようになります。

#### ⑤ 【法人の法的性質】

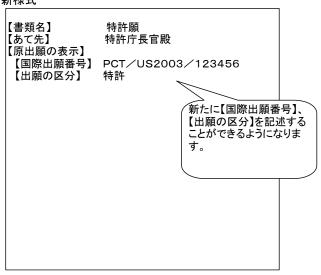
現行【その他】欄に記載していた法人の法的性質を【特許出願人】の欄に記述することができるようになります。



#### ⑥【国際出願番号】

原出願の表示に【国際出願番号】と【出願の区分】を記述することができるようになります。

#### 新様式



#### ⑦【納付番号】

手数料の表示に【納付番号】が記述できるようになります。【納付番号】は電子現金納付による支払いの場合に記述します。

## 新様式

【書類名】 特許願

【あて先】 特許庁長官殿

【発明者】

【住所又は居所】東京都千代田区霞が関1丁目

【氏名】 発明 太郎

. . .

【手数料の表示】

【納付番号】1234-5678-9012-3456

手数料の表示に【納付番号】が記述できるようになります。【納付番号】は電子現金納付による支払いの場合に記述します。

#### ・平成20年度の変更

#### ⑧【振替番号】

【手数料の表示】に【振替番号】が記述できるようになります。【振替番号】は銀行口座自動振 替による支払いの場合に記述します。

## 新様式

【書類名】 特許願

【あて先】 特許庁長官殿

【発明者】

【住所又は居所】東京都千代田区霞が関1丁目

【氏名】 発明 太郎

. . .

【手数料の表示】

【振替番号】12345678

手数料の表示に【振替番号】が記述できるようになります。【振替番号】は銀行口座自動振替による支払いの場合に記述します。

⑨【優先権証明書提供国(機関)】、【提供国(機関)における出願の番号】

【パリ条約による優先権等の主張】に【優先権証明書提供国(機関)】、【提供国(機関)における出願の番号】が記述できるようになります。【優先権証明書提供国(機関)】、【提供国(機関)における出願の番号】は、優先権デジタルアクセスサービス(DAS)を利用して優先権書類を取得する場合に記述します。

#### 新様式

【書類名】 特許願

【あて先】 特許庁長官殿

. . .

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】フィリピン

【出願日】 2007年12月30日

【出願番号】1-2007-001218

【優先権証明書提供国(機関)】 アメリカ合衆国

【提供国(機関)における出願の番号】 10/835,508

新たに【優先権証明書提供国 (機関)】、【提供国(機関)にお ける出願の番号】を記述する ことができるようになります。

#### ・平成24年度の変更

## ⑩【出願の区分】、【アクセスコード】

【パリ条約による優先権等の主張】に【出願の区分】と【アクセスコード】が記述できるようになります。【出願の区分】と【アクセスコード】は、優先権デジタルアクセスサービス(DAS)を利用して優先権書類を取得する場合に記述します。

#### 新様式

【書類名】 特許願

【あて先】 特許庁長官殿

. . .

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】 フィリピン

【出願日】 2012年12月30日

【出願番号】 1-2012-001218 ∠

【出願の区分】特許

【アクセスコード】 A123

【優先権証明書提供国(機関)】 世界知的所有権機関

新たに【出願の区分】と 【アクセスコード】を記述する ことができるようになります。

## ・平成30年度の変更

#### ⑪【指定立替納付】

【手数料の表示】に【指定立替納付】が記述できるようになります。【指定立替納付】はクレジットカード決済による支払いの場合に記述します。

## 新様式

【書類名】 特許願

【あて先】 特許庁長官殿

【発明者】

【住所又は居所】東京都千代田区霞が関1丁目

【氏名】 発明 太郎

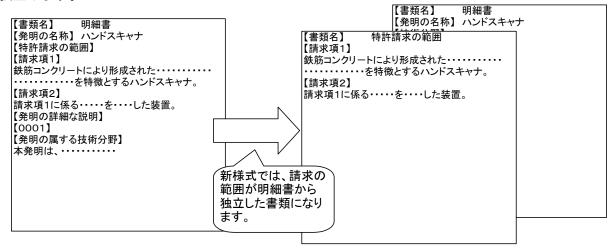
. . .

【手数料の表示】 【指定立替納付】

> 【手数料の表示】に【指定立替納付】 が記述できるようになります。【指定立 替納付】はクレジットカード決済による 支払いの場合に記述します。

#### 1. 2. 3 請求の範囲

国際標準との調和を計るため、現行明細書中に記述していた特許請求の範囲が別書類として 独立します。



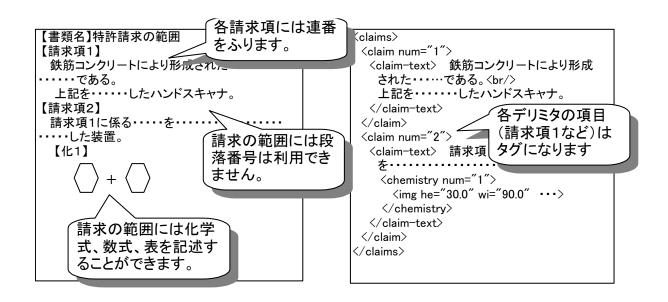
請求の範囲の書類は、請求項タグ〈claims〉から成り立ち、明細書のように段落番号を付与することは出来ません。

各請求項の内容は、1つの〈claim-text〉〈claim-text〉でタグ付けされ、段落の区切りには改行 (〈br/〉タグ) が設定されます。また、各請求項の内容には、文字修飾(下線、字上げ、字下げ)を 施すことや、図形を添付することができます。

請求項中に化学式、数式、表を記述する場合は、化学式のときは【化1】、【化2】・・のように、数式のときは【数1】、【数2】・・のように、表のときは【表1】、【表2】・・のように連番をふります。

これらの番号には、枝番(【化1-1】など)をふることもできます。

枝番には、英数字と"." (ピリオド)、"("(右括弧)、")"(左括弧)、"-"(ハイフン)の4種類の記号を使うことができます。



## 請求項(【請求項n】)は、以下のタグ属性が設定されます。

様式上の記載		XMLでの設定の仕方			
		タグ	属性	属性値	
請求項	【請求項n】	claim	num	【請求項n】の連番(nの部分)をそのまま設定します	
段落	_	claim-text	-		
数式	【数n】	maths	num	【数n】のnを半角で設定します。 【数1-1】などのように枝番が振られていた 場合は、1-1を半角に変換して設定します。	
化学式	【化n】	chemistry	num	【化n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。	
表	【表n】	tables	num	【表n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。	
図形	_	img	he	図形の縦の大きさをmm単位で設定します。 小数点以下1桁まで設定します。	
			wi	図形の横の大きさをmm単位で設定します。 小数点以下1桁まで設定します。	
			file	ファイル名を設定します。	
			img-format	イメージファイルの形式により、"tif"または "jpg"を設定します。	

請求の範囲が明細書から独立することに伴い、書類名は「特許請求の範囲」「実用新案登録請求の範囲」、また外国語出願の場合は「外国語特許請求の範囲」になります。それぞれが添付される 書類は次のとおりです。

## 特許請求の範囲、または実用新案登録請求の範囲が添付される書類

THE HISTORY TO THE CONTROL OF THE PARTY OF T				
	中間コード	特許出願の場合	実用新案登録出願の場合	
特許願	63	特許請求の範囲		
実用新案登録願	63		実用新案登録請求の範囲	
翻訳文提出書	631	特許請求の範囲	1	
国内書面	632	特許請求の範囲	実用新案登録請求の範囲	
国際出願翻訳文提出書	634		実用新案登録請求の範囲	
国際出願翻訳文提出書(職権)	635		実用新案登録請求の範囲	
日本語国際公開パンフレット(職権)	IB3491	特許請求の範囲	実用新案登録請求の範囲	

## 外国語特許請求の範囲が添付される書類

	中間コード	特許出願の場合	実用新案登録出願の場合
特許願	63	外国語特許請求の範囲	

#### 1. 2. 4 明細書

平成15年7月1日以前に提出された明細書を「旧様式」、平成15年7月1日以降に提出された明細書を「新様式(国際標準)」、平成21年1月1日の明細書様式統一以降に提出された明細書を「統一様式(国際標準)」と記載する。

①-1 旧様式から新様式(国際標準)への様式変更について 新様式(国際標準)の明細書の記載項目は下記になります。

「【発明の名称】、【技術分野】、【背景技術】、【発明の開示】、

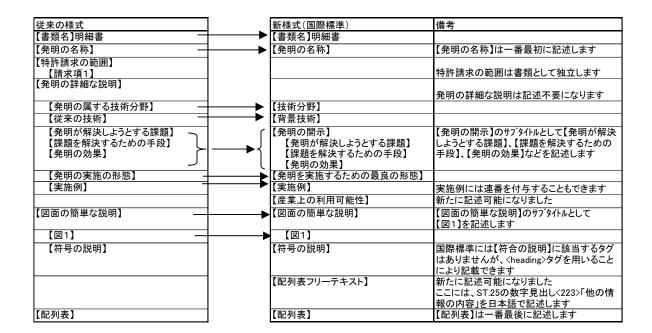
【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】、

【発明を実施するための最良の形態】、【実施例】、【産業上の利用可能性】、

【図面の簡単な説明】、【配列表フリーテキスト】、【配列表】」に変更になります。 (【実施例】については、【実施例1】、【実施例2】のように連番をふることもできます。

なお、【発明の名称】は一番最初に記述し、【配列表】は一番最後に記述します。

【発明の名称】、【配列表】以外の順番は任意で記述が可能です。



①-2 新様式(国際標準)から統一様式(国際標準)への様式変更について 統一様式(国際標準)の明細書の記載項目は下記になります。

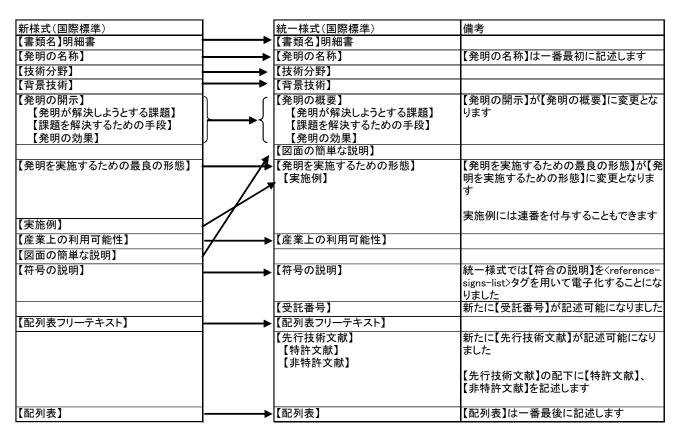
「【発明の名称】、【技術分野】、【背景技術】、【発明の概要】、

【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】、

【図面の簡単な説明】、【発明を実施するための形態】、【実施例】、【産業上の利用可能性】、 【符号の説明】、【受託番号】、【配列表フリーテキスト】、【先行技術文献】、【特許文献】、 【非特許文献】、【配列表】」。

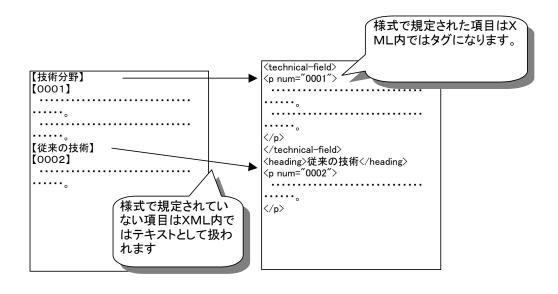
なお、統一様式(国際標準)では、新様式(国際標準)で記載可能だった【発明の開示】、【発明を実施するための最良の形態】の項目も記載可能です。

【実施例】については、【実施例1】、【実施例2】のように連番をふることもできます。また、【発明の名称】は一番最初に記述し、【配列表】は一番最後に記述します。 DTDでは、【発明の名称】、【配列表】以外の順番は任意で記述が可能です。



新様式(国際標準)、統一様式(国際標準)では、上の表に加えて、段落中に【数】、【化】、 【表】を記述することができます。さらに先行技術の開示に伴い【特許文献】、【非特許文献】も 記述することができます。

上記の項目はXML内ではタグに変換されますが、それ以外の項目を記述した場合は単なるテキストデータとして扱われます。



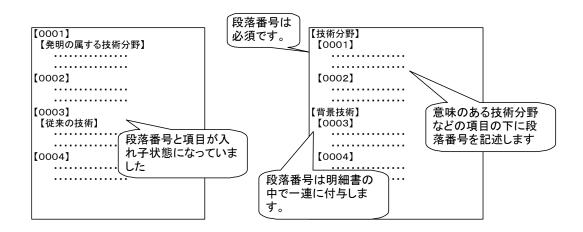
## ②明細書の段落番号について

旧様式では、段落番号(【OOO1】など)を主にして【発明の属する技術分野】などの項目がその後に続き、さらにその中に段落番号が記述されるような入れ子構造になっていましたが、新様式(国際標準)、統一様式(国際標準)では、【技術分野】などの意味のある項目を主にその配下に段落番号を記述します。

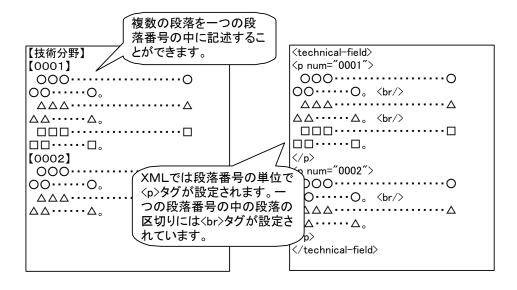
段落番号は、補正をするときに一意に特定できるように明細書内で4桁で【0001】、 【0002】・・・・【9999】のように連番をふります。

もし5桁以上になった場合は、その数字をそのまま段落番号として使用します。

例) 【0001】、【0002】・・・・【9999】、【10000】、【10001】



一つの段落番号内のコンテンツ中には、表示時に強制改行する改行タグ〈br/〉を挿入することにより、複数の段落を記述することができます。



#### ③文字修飾

文字装飾は下線、字上げ、字下げを使用することができます。旧様式ではこれに加えて横倍 角も使用できましたが、新様式(国際標準)、統一様式(国際標準)では使えなくなります。

## ④CWUへの対応

CWU (Complex Work Unit) の略で、例えば以下のようなものを指します。

- 数式を表現するMathML (Mathematical Markup Language)
- 化学式を表現するCML (Chemical Markup Language)
- 表を表現するCALS table

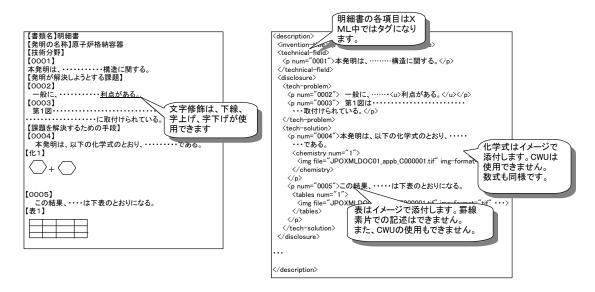
CWUを使用することは、WIPOでの標準化がまだなされていないこと、表示・印刷ソフトが未対応など技術的に時期尚早であること等の理由により、現行と同様使うことができません。

将来、技術的に対応可能になった時点で使用可能になります。

注1) PCTDTDには、表としてCALStable、数式としてMathMLがインプリメントされていますが、表示・印刷ソフトが未対応など技術的に時期尚早のため、2003年では使用できません。

将来、技術的に対応可能になった時点で使用可能になります。これは、PCT-RO出願でも同様です。

- 注2) 【表n】の表はイメージで添付します。これは、PCTDTDで表タグ配下にはimgまたはCALStableタグしか認められていないためです。もし、表を罫線素片を使用して添付すると出願ソフトによるチェックでエラーとなります。
- 注3) 【数n】の数式はイメージで添付します。これは、PCTDTDで数式タグ配下にはimg またはMathMLタグしか認められていないためです。もし、数式をテキストで記述し た場合は出願ソフトによるチェックでエラーとなります。
- 注4)【化n】の化学式はイメージで添付します。



## ⑤【数】、【化】、【表】について

明細書中に数式、化学式、表を記述する場合は、数式のときは【数 1 】、【数 2 】・・のように、化学式のときは【化 1 】、【化 2 】・・のように、表のときは【表 1 】、【表 2 】・・のように連番をふります。

これらの番号には、枝番(【数 1-1 】など)をふることもできます。 枝番には、英数字と "." (ピリオド)、"("(右括弧)、")"(左括弧)、"-"( $\pi$  イフン)の4種類の記号を使うことができます。

⑥【特許文献】、【非特許文献】について

段落中に特許文献、非特許文献を記述する場合は、特許文献のときは【特許文献1】、【特許文献2】・・のように、非特許文献のときは【非特許文献1】、【非特許文献2】・・のように連番をふります。

これらの番号には、枝番(【特許文献 1-1 】など)をふることもでき、枝番には、英数字と "." (ピリオド)、"("(右括弧)、")"(左括弧)、"-"(ハイフン)の 4 種類の記号を使うことができます。

⑦段落番号、【数】、【化】、【表】、【図】、【特許文献】、【非特許文献】、イメージとタグ との関係

段落番号(【OOO1】など)、及び段落中に記載する【数】、【化】、【表】、【図】、【特許文献】、【非特許文献】はXMLのタグ、〈maths〉、〈chemistry〉、〈tables〉、〈figref〉、〈patcit〉、〈nplcit〉に変換され、イメージは〈img〉タグに変換され、以下の属性が設定されます。

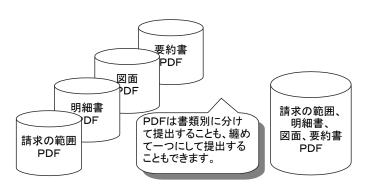
(ただし、統一様式(国際標準)では、【先行技術文献】の次に記述された【特許文献】、【非特許文献】は、それぞれXMLのタグ〈patent-literature〉、〈non-patent-literature〉に変換されます。)

様式上の記載		XMLでの設定の仕方				
		タグ	属性	属性値		
段落番号	【0001】	р	num	段落番号の数字部分を半角で設定します		
数式	【数n】	maths	num	【数n】のnを半角で設定します。 【数1-1】などのように枝番が振られていた 場合は、1-1を半角に変換して設定します。		
化学式	[1比n]	chemistry	num	【化n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。		
表	【表n】	tables	num	【表n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。		
図	【図n】	figref	num	【図n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。		
特許文献	【特許文献n】	patcit	num	【特許文献n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。		
非特許文献	【非特許文献n】	nplcit	num	【非特許文献n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。		
イメージ	_	img	he	図形の縦の大きさをmm単位で設定します。 小数点以下1桁まで設定します。		
			wi	図形の横の大きさをmm単位で設定します。 小数点以下1桁まで設定します。		
			file	ファイル名を設定します。		
			img-format	イメージファイルの形式により、"tif"または "jpg"を設定します。		

## ⑧外国語明細書のPDFによる電子化

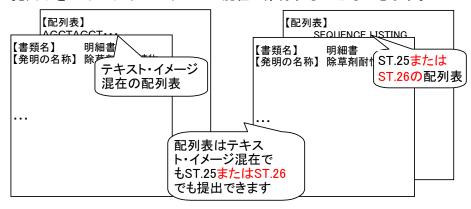
外国語明細書については、テキストでの提出、イメージ(TIFF)での提出に加えて、原文から容易に作成可能なPDFで提出することもできます。

PDFは、請求の範囲、明細書、図面、要約書を1ファイルとして纏めて添付することも、 請求の範囲、明細書、図面、要約書を別々のPDFとして添付することもできます。

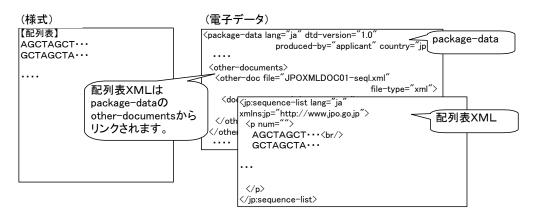


#### 9配列表

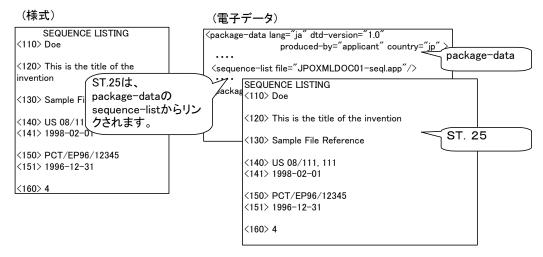
配列表を添付する場合、ST. 25のファイルまたはST. 26XMLで添付することも、【配列表】の見出しをつけてテキストイメージ混在で添付することもできます。



配列表をテキストイメージ混在で提出する場合、配列表XMLが作成されます。 配列表XMLは package-data の other-documents にリンク付けされています。



配列表をST. 25で提出する場合は、ST. 25ファイルがそのまま添付されます。 ST. 25ファイルは package-data の sequence-list にリンク付けされています。



配列表をST. 26で提出する場合は、ST. 26XMLがそのまま添付されます。 ST. 26XMLは package-data の sequence-list にリンク付けされています。

## 1. 2. 5 図面

図面には、現行のMMRに加えて新たにJPEGも添付することができます。但し、JPEGは図面代用写真の場合にしか使用できません。

JPEGはグレースケールのみ利用することができます。

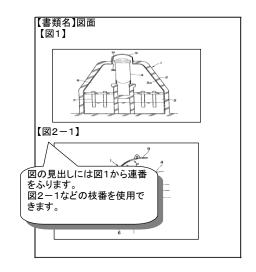
図面の大きさは、「縦255.0mm、横170.0mm」の大きさまで提出できます。 (様式上、図面の大きさは図の見出し(【図1】など)を含めて「縦262.0mm、 横170.0mm」となっており、図の見出し(7mm)を除いた大きさが実際の図面(イ メージ)の大きさとなります。)

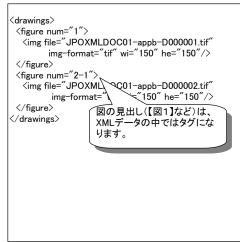
また、画素密度は現行の200dpi、400dpiに加えて300dpiも利用できるようになります。

		現行	新様式		
イメージの形式		MMRのみ	·TIFF(MMR)		
			·JPEG		
			(JPEGはグレースケールのみ使用できます。		
			図面代用写真の場合のみJPEGを添付することが		
			できます。)		
画素密度		200dpi	200dpi		
		400dpi	300dpi		
			400dpi		
			(画素密度は縦横一致している必要があります)		
図の最大の大きさ		横150mm	横170. 0mm		
		縦245mm	縦255. 0mm		
dot数(縦×横)	200dpi	_	200dpiの場合		
単位∶dot			横1338ドット		
			縦2007ドット		
	300dpi	_	300dpiの場合		
			横2007ドット		
			縦3011ドット		
	400dpi	_	400dpiの場合		
			横2677ドット		
			縦4015ドット		

図面の図には、図単位に図 1、図 2 と連番をふります。図番には枝番(図 1 - 1 など)をふることもできます。

枝番には、英数字と "." (ピリオド)、"(" (右括弧)、")" (左括弧)、"-" (ハイフン)の4種類の記号を使うことができます。





図の見出し(【図n】)及び図形はXMLのタグ〈figure〉、〈img〉に変換され、以下のタグ属性が設定されます。

様式上の記	様式上の記載		XMLでの設定の仕方				
		タグ	属性	属性値			
図の見出し	【図n】	figure	num	【図n】の連番部分(nの部分)を半角で設定 します 【図1-1】などのように枝番が振られている 場合は、1-1の部分を半角で設定します。			
図形		img	he	図形の縦の大きさをmm単位で設定します。 小数点以下1桁まで設定します。			
			wi	図形の横の大きさをmm単位で設定します。 小数点以下1桁まで設定します。			
			file	ファイル名を設定します。			
			img-format	イメージファイルの形式により、"tif"または "jpg"を設定します。			

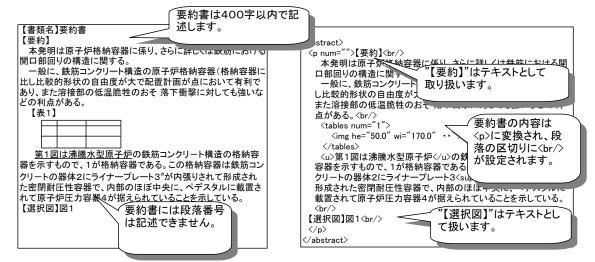
#### 1. 2. 6 要約書

要約書には現行と同様に要約を400文字以内で記述します。

【選択図】は、要約書の1番最後に記述します。

また、要約書にも文字修飾(下線、字上げ、字下げ)、図形を記述することができます。

要約書には段落番号を付与できません。



要約書の中の文字列"【要約】"、"【選択図】"についてはタグではなく、テキストデータとして取り扱います。タグではないためシステム的にはあっても無くても支障が有りません。

要約書の内容は全て一つの〈p〉タグに変換され、段落の区切りには〈br/〉タグが設定されます。約約書中に記述された図形は〈img〉タグに変換されます。

要約書中に化学式、数式、表を記述する場合は、化学式のときは【化 1 】、【化 2 】・・のように、数式のときは【数 1 】、【数 2 】・・のように、表のときは【表 1 】、【表 2 】・・のように連番をふります。

これらの番号には、枝番(【化1-1】など)をふることもできます。

枝番には、英数字と "." (ピリオド)、"(" (右括弧)、")" (左括弧)、"-" (ハイフン)の4種類の記号を使うことができます。

要約書には、以下の属性が設定されます。

様式上の記	己載	XMLでの設	XMLでの設定の仕方				
		タグ	属性	属性値			
数式	【数n】	maths	num	【数n】のnを半角で設定します。 【数1-1】などのように枝番が振られていた 場合は、1-1を半角に変換して設定します。			
化学式	[1½n]	chemistry	num	【化n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。			
表	【表n】	tables	num	【表n】のnを半角で設定します。 技番の設定は、数式の場合と同様です。			
図形		img	he	図形の縦の大きさをmm単位で設定します。 小数点以下1桁まで設定します。			
			wi	図形の横の大きさをmm単位で設定します。 小数点以下1桁まで設定します。			
			file	ファイル名を設定します。			
			img-format	イメージファイルの形式により、"tif"または "jpg"を設定します。			

## 1. 2. 7 請求の範囲・明細書・図面・要約書のDTDについて

請求の範囲、明細書、図面、要約書のDTDは次の3つがあり、

- application-body (PCTDTD)
- jp:drawing-body (日本独自のDTD)
- ・jp:foreign-language-body (日本独自のDTD)

書類により使用するものが異なります。

## (1) PCTDTDのapplication-bodyを使用するもの

その出願において一番最初に発生する請・明・図・要を電子化するときには、PCTDTD のapplication-bodyをそのまま使用します。

書類名	DTD名	請求の範囲	明細書	図面	要約書
		claims	description	drawings	abstract
PCT-RO	application-body	0	0	Δ	Δ
特許願					
実用新案登録願					
翻訳文提出書					
国内書面に添付される明細書、 請求の範囲、図面、要約書の 翻訳文					
国際出願翻訳文提出書					
国際出願翻訳文提出書(職権)					
日本語国際公開パンフレット (職権)					

#### 凡例: 〇・・必須 △・・任意 ×・・添付不可

## (2) 日本独自のjp:drawing-bodyを使用するもの

図面の提出書等以下の書類に添付される図面は、国内書面等において図面が提出されなかった場合に、それを補うために提出されるものであり、PCTDTDでは検討されていません。よって、日本独自のDTD(jp:drawing-body)を定義して電子化を行います。

書類名	DTD名	請求の範囲	明細書	図面	要約書
		_	_	drawings	_
図面の提出書	jp:drawing-body	×	×	0	×
外国語国際公開パンフレット図面 (職権)					

凡例: 〇・・必須 △・・任意 ×・・添付不可

なお、jp:drawing-bodyに定義されている図面 (drawing) タグは、PCTDTDのapplication-bodyの図面タグと同一の構造をしています。

## (3) 日本独自のjp:foregn-language-bodyを使用するもの

特許願に添付される外国語明細書、外国語請求の範囲、外国語図面、外国語要約書は、テキスト・イメージの混在、書類別にPDFで提出、または全書類を一つのPDFで提出するなどさまざまな提出形態に対応したDTDである必要があります。(PCTDTDでは検討されていない構造です)従って、日本独自にDTD(jp:foreign-language-body)を定義して電子化を行います。

書類名	DTD名	外国語請求の範囲	外国語明細書	外国語図面	外国語要約書
		jp:foreign-language- claims	jp:foreign- language- description	jp:foreign- language- drawings	jp:foreign- language- abstract
特許願	jp:foreign-language- body	Δ	Δ	Δ	Δ

凡例: 〇・・必須 △・・任意 ×・・添付不可

## 1. 2. 8 手続補正書

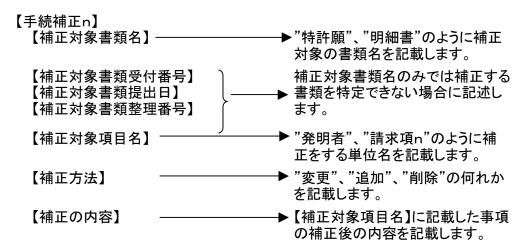
#### (1) XMLの手続補正について

XMLの手続補正書は、XMLで電子化された書類、Xフォーマットで電子化された書類の何れでも補正できるようにDTDを定義します。

## (2) 補正の記事について

## ① 補正の記事の項目

手続補正書に記述する補正の記事(【手続補正n】)はXML化以降も現行と同様に、次のような構成になっています。



# ② 補正の記事とタグの対応 補正の記事の各項目とタグの関係は次のようになっています。

項目	タグ	属性	説明
	jp:amendment-article		
【手続補正n】	jp:amendment-group	ip:serial-number	属性は、【手続補正n】のnに対応しています。
【補正対象書類名】	jp:document-code		補正対象書類名の書類分類コードが設定されています。 書類分類コードは、 大区分(1桁) 四法(1桁) 中間コード(最大6桁) の構成になっています。
【補正対象書類受付番号】	jp:receipt-number		補正対象書類の受付番号が設定されます。
	jp:submission-date		
【補正対象書類提出日】	jp:date		補正対象書類の提出日がYYYYMMDD形式で設定 されます。
【補正対象書類整理番号】	jp:file-reference-id		補正対象書類の整理番号が設定されます。
【補正対象項目名】	jp:item-of-amendment		補正対象項目名が設定されます。 補正対象項目名はコード化されず、日本語文言の ままです。
【補正方法】	jp:way-of-amendment		補正方法をコード化して設定します。 1: 追加 2: 削除 3: 変更
【補正の内容】	jp:contents-of-amendment	jp:kind-of-law jp:kind-of-document	属性には次の値が設定されます。  •jp:kind-of-law 補正対象書類の四法が設定されます。 patent:特許 utility:実用新案 design:意匠 trademark:商標 •jp:kind-of-document 補正対象書類名がコード化して設定されます。 補正の内容の配下には補正対象項目のタグが設定されます。

#### (参考)補正対象項目名の非コード化について

補正対象項目名はコード化せず、日本語文言のまま設定します。理由は次の通りです。

補正対象項目名をコード化する場合、考えられる案として補正対象項目を表すタグをコンテンツに設定することが 考えられます。

例)

しかし、タグ名(上記の例ではjp:applicant)だけでは、対象項目を一意に特定することができません。 上記の例でいうと、jp:applicant(出願人)は、補正対象書類が

特許願の場合は、【補正対象項目】特許出願人 名義変更届の場合は、【補正対象項目】承継人

となるからです。

よって、補正対象項目の内容は、コード化せずに日本語文言(特許出願人等)をそのまま設定します。

#### (3) XML補正とXフォーマット補正について

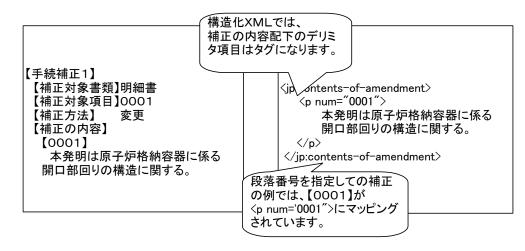
XMLの手続補正書は、XMLで電子化された書類、Xフォーマットで電子化された書類の何れでも補正できるようにDTDを定義しますが、補正の内容の電子化方法は、対象書類の電子化フォーマットにより以下のように異なります。

① 補正対象書類がXMLで電子化されている場合

補正対象書類が特許願などの書誌、請求の範囲、明細書、図面、要約書何れの場合も、各デリミタ項目をタグ付けし構造化して電子化を行います。

補正を行う場合は、内容タグの次には補正の単位を表すタグがきます。

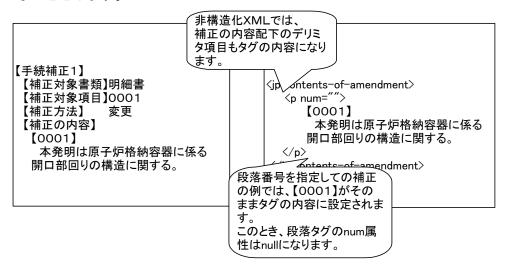
一意のタグでマッピングされる文書を構造化XMLと呼ぶこととします。



## ② 補正対象書類が X フォーマットで電子化されている場合

補正対象書類が特許願などの書誌の場合は、各デリミタ項目をタグ付けし構造化して電子化を行います。明細書、図面、要約書の場合は、各デリミタ項目も含めて 〈p〉タグの内容に設定します。

旧様式に対する補正の内容に〈p〉タグだけで構成される文書を非構造化XMLと呼ぶこととします。



なお、Xフォーマットで電子化された書類は36文字×29行で電子化されていますが、これを補正する場合、補正の内容には40文字×50行で記述することになります。

## (4)補正の単位について

新様式(XML)には、請求の範囲の明細書からの独立、特許請求の範囲の削除など、旧様式 (Xフォーマット)から大きな変更が加えられています。よって、旧様式の補正を新様式の補正の単位で行うことは困難であり、旧様式の補正は旧様式の補正の単位で、新様式は新様式の補正の単位で補正を行います。

請求の範囲、明細書、図面、要約書の新様式と旧様式の補正の単位は以下のとおりです。

## 新様式の補正の単位

対象式の無正の手立				
補正対象書類名	補正の単位	補正対象項目名	【補正の内容】配下 のタグ名	備考
特許請求の範囲、	全文	全文	<claims></claims>	
または実用新案登録 請求の範囲	請求項	請求項1、請求項2など	<claim></claim>	
明細書	全文	全文	<description></description>	
	発明の名称	発明の名称	<invention-title></invention-title>	
	段落	0001、0002など		
	配列表	配列表	_	*1
図面	全図	全図	<drawings></drawings>	
	図	図1、図2など	<figure></figure>	
要約書	全文	全文	<abstract></abstract>	

\* 1: PCT技術標準に基づき、配列表を補正すると電子データ上、配列表と明細書とは 別ファイルになっています。

そのために【補正の内容】配下には、何も設定されません。(1.2.12参照)

#### 旧様式の補正の単位

補正対象書類名	補正の単位	補正対象項目名	【補正の内容】配下 のタグ名	備考
明細書	全文	全文		
	発明の名称	発明の名称		
	特許請求の範囲	特許請求の範囲		
	請求項	請求項1、請求項2など		
	発明の詳細な説明	発明の詳細な説明		
	段落	0001、0002など	>	
	図面の簡単な説明	図面の簡単な説明		
	図	図1、図2など		
	符号の説明	符号の説明		
図面	全図	全図		
	図	図1、図2		
要約書	全文	全文		

旧様式では【図面の簡単な説明】は4大項目の一つであり、補正の単位になっています。 新様式ではPCT標準に準拠して、【図面の簡単な説明】は【技術分野】等と同じレベルとな り明細書の一記載項目になります。よって、【図面の簡単な説明】を単位にしての補正はでき なくなります。

これは、旧様式で【従来の技術】等を単位にして補正ができないことと同様です。 しかし、新様式でも、

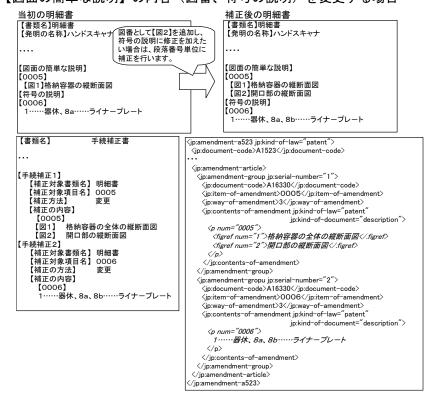
・【図面の簡単な説明】の内容(図番、符号の説明)を変更したい場合、 図番を含む段落番号を指定して補正

もしくは、符号の説明が記述された段落番号を指定して補正

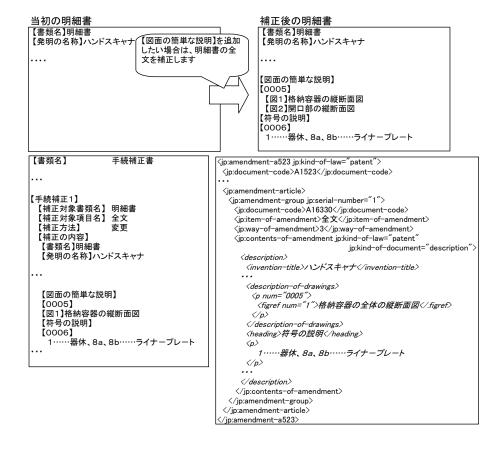
することで、現行と同様の補正をすることができます。

但し、【図面の簡単な説明】を追加、削除したい場合は、明細書の全文を補正することになります。

例)【図面の簡単な説明】の内容(図番、符号の説明)を変更する場合



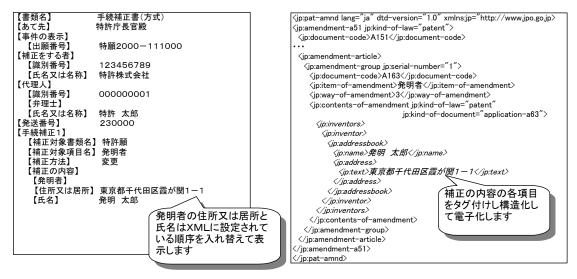
## 例) 【図面の簡単な説明】を追加する場合



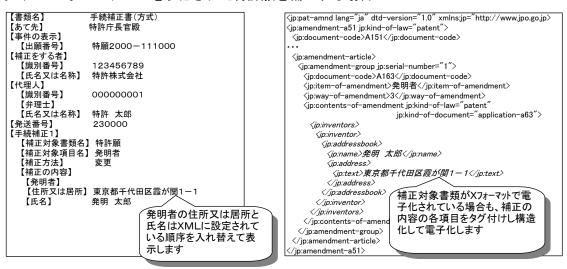
## 1. 2. 9 特許願の補正

特許願を補正する場合、XMLで電子化された書類・Xフォーマットで電子化された書類 何れの場合も各デリミタ項目をタグ付けし構造化して電子化を行います。

## 例1) XMLで電子化された特許願を補正する場合



## 例2) Xフォーマットで電子化された特許願を補正する場合



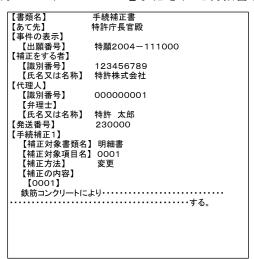
#### 1. 2. 10 明細書の補正

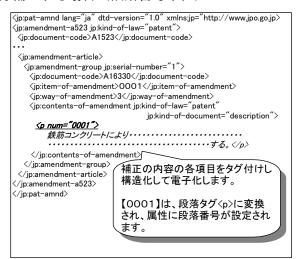
(1) XMLを補正する場合とXフォーマットを補正する場合について

明細書を補正する場合、補正対象書類がXMLで電子化されている場合とXフォーマットで電子化されている場合で、電子化方法が異なります。

XMLで電子化されている場合は、明細書の各デリミタ項目をタグ付けし構造化して電子化を行いますが、Xフォーマットで電子化されている場合は、各デリミタ項目も含めてタグの内容に設定します。

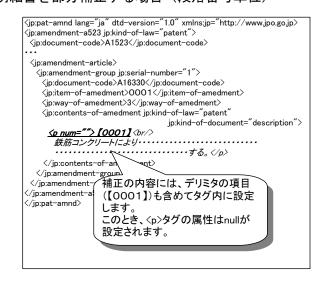
## 例1-1) XMLで電子化された明細書を部分補正する場合(段落番号単位)



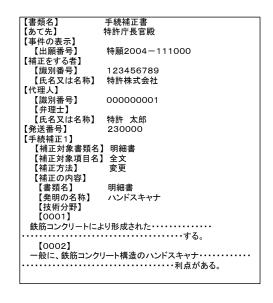


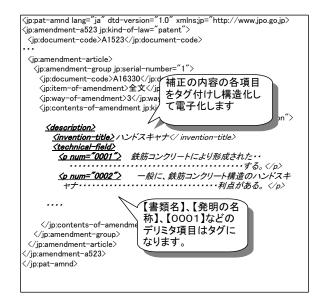
## 例1-2) Xフォーマットで電子化された明細書を部分補正する場合(段落番号単位)

```
【書類名】
           手続補正書
           特許庁長官殿
【あて先】
【事件の表示】
           特願2000-111000
 【出願番号】
【補正をする者】
 【識別番号】
            123456789
 【氏名又は名称】
           特許株式会社
【代理人】
 【識別番号】
           00000001
 【弁理士】
【氏名又は名称】 特許 太郎
【発送番号】
            230000
【手続補正1】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】 0001
 【補正方法】
            変更〜
 【補正の内容】
              Xフォーマットで電子化された書
  [0001]
 鉄筋コンクリートにより
             類は36文字×29行で電子化さ
             れていますが、これを補正する
              場合、補正の内容には40文字
              ×50行で記述します
```



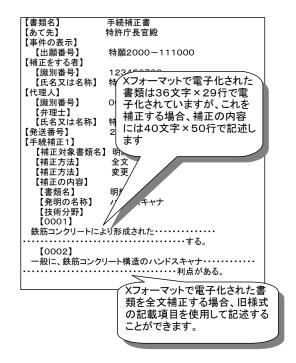
## 例2-1) XMLで電子化された明細書を全文補正する場合

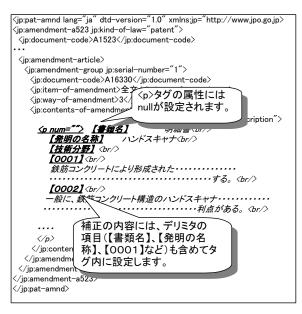




## 例2-2)Xフォーマットで電子化された明細書を全文補正する場合

Xフォーマットで電子化された明細書の全文を補正する場合、旧様式の記載項目を記述して補正を行うことができます。部分補正と同様に、電子化されたXML内には各デリミタ項目も含めてタグの内容に設定されます。



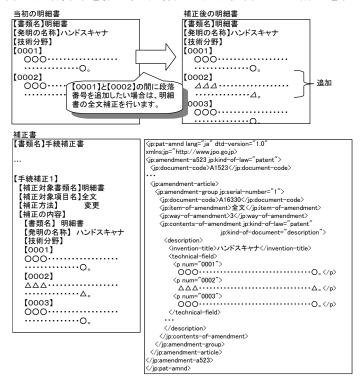


## (2) 段落の補正について

現行通り、XMLで電子化されている明細書の段落を補正する場合、以下のように行います。

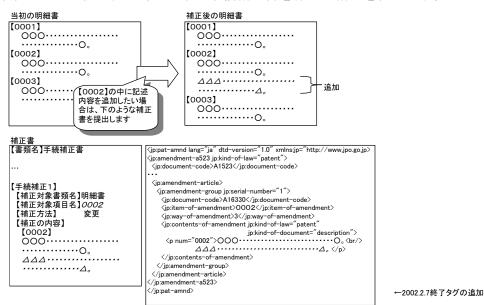
## ① 段落番号を振り直す場合

明細書の段落番号を振り直す場合は、明細書の全文補正を行います。



## ②段落を追加する場合

ある段落番号に、新たに記載内容を追加する場合は、その段落番号を補正 対象項目として下記の例にあるような手続補正書を作成し補正を行います。



なお、Xフォーマットで電子化されている明細書についても、現行通り段落番号を振り直す場合は、明細書の全文補正、ある段落番号に記載内容を追加する場合は、その段落番号を指定して補正を行います。

#### 1. 2. 11 配列表の補正

配列表は長大になる可能性があるため、より見やすく表示できるよう補正書のXMLとは別ファイル(ST.25またはST.26または配列表XML)に配列表の内容を設定します。

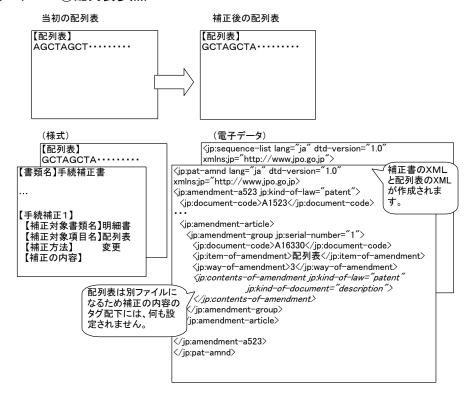
補正書XMLとST. 25またはST. 26または配列表XMLの関連付けについては package-dataにてリンクされます。また、配列表がXMLかST. 25かST. 26かどうかは拡張子またはファイル名で区別できます。

(項番1.5.13ファイル名について参照)

## 例1) XMLで電子化された配列表を補正する場合

XMLで電子化された配列表を補正する場合は、補正対象項目名に配列表を指定して行います。電子化された後、配列表は補正書のXMLとは別ファイルになるため、補正書の補正の内容タグ配下には何も設定されない状態になります。

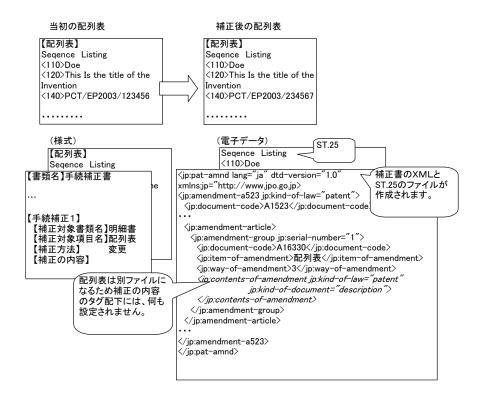
なお、補正書XMLと配列表XMLは、package-data からリンク付けされています。 (1.2.4⑨配列表参照)



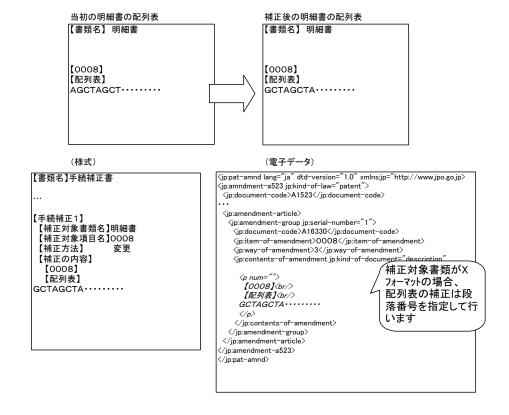
## 例2) ST. 25で電子化された配列表を補正する場合

ST. 25で電子化された配列表を補正する場合も、補正対象項目名に配列表を 指定して行います。電子化された後、配列表(ST. 25)は補正書のXMLとは 別ファイルになるため、補正書の補正の内容タグ配下には何も設定されていない状態になります。

なお、補正書 X M L と配列表ST. 25は、package-data からリンク付けされています。 (1.2.4) 配列表参照)



なお、旧様式(Xフォーマットで電子化されたもの)の配列表を補正する場合は、 従来のとおり、配列表を含む段落番号を指定して補正を行います。



## 例3) ST. 26で電子化された配列表を補正する場合

ST. 26で電子化された配列表を補正する場合も、補正対象項目名に配列表を 指定して行います。電子化された後、配列表(ST. 26)は補正書のXMLとは 別ファイルになるため、補正書の補正の内容タグ配下には何も設定されていない状態になります。

なお、補正書XMLと配列表ST. 26は、package-data からリンク付けされています。 (1.2.49配列表参照)

#### 1. 2. 12 審判系書類の補正

特許・実用新案の審判請求書などの審判系の書類を補正する場合も、XMLを利用して行います。

現行のXフォーマットでは、審判系書類を補正するとき、その補正の内容は構造化せずにそのままXフォーマットのT. 73部として扱っていましたが、XMLでは各書誌事項を構造化して電子化を行います。

出願人の方の記述の仕方は、現行通り変更ありません。

```
⟨jp:pat-amnd lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp>
⟨jp:amendment-a51 jp:kind-of-law="patent">
⟨jp:document-code>A151⟨/jp:document-code>
 <jp:amendment-article>
   〈jp:item-of-amendment〉審判請求人〈/jp:item-of-amendment〉
〈jp:way-of-amendment〉3〈/jp:way-of-amendment〉
    <jp:contents-of-amendment jp:kind-of-law="patent"</pre>
                             jp:kind-of-document="application-a60">
      (in:applicants)
        ⟨jp:applicant⟩
          <ip:addressbook>
           /jp:name>審判 太郎</jp:name>
<jp:registered-number>123456789</jp:registered-number>
          </jp:addressbook>
        </in:applicant>
       </jp:applicants>
                                            審判系書類を補正す
     </ip:contents-of-amendment>
   </jp:amendment-group>
                                            る場合も、補正の内容
 </ip:amendment-article>
                                            は構造化して電子化し
</jp:amendment-a51>
                                            ます。
</jp:pat-amnd>
```

#### 1.5 電子文書のアーカイブ形式とXMLのバージョンについて

## 以下、

- 各業務で交換するデータのアーカイブ形式とXMLのバージョンについて(1.5.1章~1.5. 11-8章)
- 書類のアーカイブ内に含まれるファイルについて(1.5.12章)
- ・アーカイブ内のファイルの名称について (1.5.13章) 説明します。
  - 1. 5. 1 オンライン出願
  - 1.5.2 紙出願
  - 1. 5. 3 オンライン発送
  - 1. 5. 4 オンライン請求
  - 1. 5. 5 オンライン閲覧
  - 1. 5. 6 インターネット電子出願利用登録
  - 1. 5. 7 電子証明書追加更新、電子証明書利用停止
  - 1. 5. 8 申請人情報変更
  - 1. 5. 9 サービスメニュー登録、変更
  - 1. 5. 10 電子現金納付照会
  - 1. 5. 11 予納台帳照会
  - 1. 5. 11-1 銀行口座自動振替照会
  - 1. 5. 11-2 出願情報履歴照会
  - 1. 5. 11-3 請求履歴照会
  - 1. 5. 11-4 指定立替納付照会
  - 1. 5. 11-5 オーダーID 取得処理
  - 1. 5. 11-6 クレジットカード利用承認照会処理
  - 1. 5. 11-7 クレジットカード登録情報削除処理
  - 1. 5. 11-8 クレジットカード登録情報照会
  - 1. 5. 11-9 アクセスコード登録状況単件照会
  - 1. 5. 11-10 オンライン現金予納
  - 1. 5. 11-11 予納台帳番号付与請求
  - 1. 5. 11-12 電子現金納付手続種別確認
  - 1. 5. 12 アーカイブ内のファイルについて
  - 1. 5. 13 ファイル名について

## 1.5.2 紙出願

## (1)XMLによる国内出願

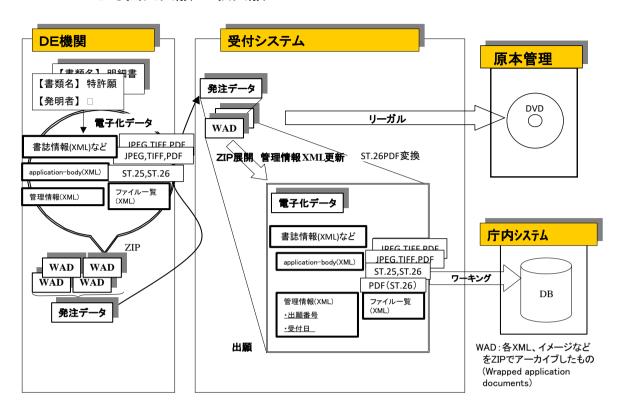
1. 電子化データ	送信 方向 PAPC	ファイル等	区分			厅内システム			
1. 電子化データ	PAPC		E 71	VER	ファイル等	区分	VER		
	<b>→</b>								
	受付								
(1)WAD									
①アーカイブ方式		ZIP			_				
②ファイル群 管理情報		管理情報	XML	1. 0	管理情報	XML	1. 0		
		(jp:m-mi-acc-doc)			(jp:m-mi-acc-doc)				
		ファイル一覧	XML		ファイル一覧	XML	1. 0		
		(jp:filelist)			(jp:filelist)				
書誌情報		書誌情報	XML		書誌情報	XML	1. 0		
		(jp:pat-app-docなど)			(jp:pat-app-docなど)				
請明図要		application-body	XML		application-body	XML	1. 6		
配列表		ST.25 (*1)			ST.25 (*1)				
		ST.26	XML	1. 3	ST.26	XML	1. 3		
					PDF(ST.26) (*2)				
		配列表	XML	1. 0	配列表	XML	1.0		
		(jp:sequence-list)			(jp:sequence-list)				
添付書類		添付書類	XML		添付書類	XML	1. 0		
		(jp:attaching-document)			(jp:attaching-document)				
原データ		原データ	XML		原データ	XML	1. 0		
		(jp:original-data)			(jp:original-data)				
イメージなど		TIFF			TIFF				
		JPEG			JPEG				
		PDF (*1)			PDF (*1)				
③電子署名、電子証明書		<b>—</b>			-				

## \*1:ST.25、ST.26、PDFは書類修正、授用合体のときにのみ添付される \*2:ST.26は受付システムでPDF変換される

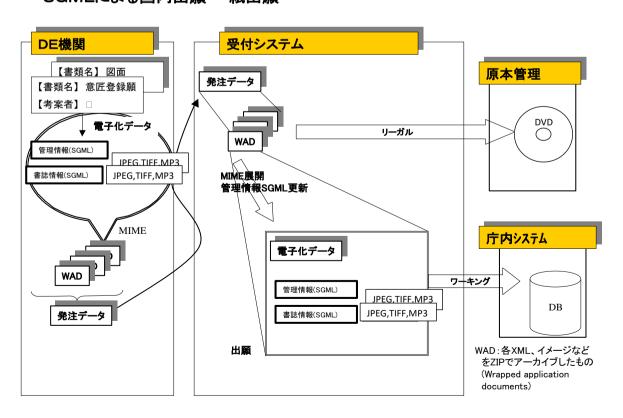
## (2)SGMLによる国内出願

		送信	DE機関			庁内システム		
		送信 方向	ファイル等	区分	VER	ファイル等	区分	VER
1. 電子化データ		PAPC						
		<b>→</b>						
		受付						
(1)電子化データ								
①アーカイブ方	①アーカイブ方式		MIME			_		
②ファイル群	管理情報		管理情報	SGML		管理情報	SGML	
			(MI-ACC-DOC)			(MI-ACC-DOC)		
	書誌情報		書誌情報	SGML		書誌情報	SGML	
			(DES-APP-DOC)			(DES-APP-DOC)		
	イメージなど		TIFF			TIFF		
			JPEG			JPEG		
		II	MP3			MP3		
③電子署名、電	③電子署名、電子証明書		_			_		

## XMLによる国内出願 紙出願



## SGMLによる国内出願 紙出願



1. 5. 12 アーカイブ内のファイルについて

各書類に添付されるXML、ST. 25ファイルの一覧を次ページに示します。

## 1. 5. 13 ファイル名について

交換されるXML、イメージ、PDF、ST. 25ファイル、テキストは以下のようにファイル 名を付与します。

## (1) オンライン出願の場合(国内出願と PCT-RO 出願)

	種別	出願人・代理人の方が出願時に送信す る際の電子文書	特許庁内システムで文書管理する際の 電子文書
pkgheader	XML	JPOXMLDOC01-pkgh.xml	_
package-data	XML	JPOXMLDOC01-pkda.xml	同左 (注10)
イメージー覧	XML	JPOXMLDOC01-jpflst.xml	_
ファイル一覧	XML	_	(受付番号)−jpflst.xml (注7)
管理情報	XML	_	(受付番号)-jpmngt.xml (注7)
request	XML	JPOXMLDOC01-requ.xml	同左
declaration	XML	JPOXMLDOCnn-decl.xml	"
power-of-attorney	XML	JPOXMLDOCnn-poat.xml	"
	イメージ	JPOXMLDOCnn-poat-Innnnnn.XXX	"
fee-sheet	XML	JPOXMLDOC01-fees.xml	<i>''</i>
indication-bio-deposit	XML	JPOXMLDOCnn-biod.xml	"
	イメージ	JPOXMLDOCnn-biod-Innnnnn.XXX	"
記名押印(署名)の欠落に ついての説明書(注9)	イメージ	JPOXMLDOCnn-lacs-Innnnn.XXX	"
手数料軽減申請書	イメージ	JPOXMLDOC01-jpothd-Innnnnn.XXX	"
添付書類(PCT-RO 出願)	イメージ	JPOXMLDOCnn-jpothd-Innnnnn.XXX	"
	テキスト	JPOXMLDOC01-draw.txt	"
書誌情報	XML	JPOXMLDOC01-jpbibl.xml	"
	イメージ	JPOXMLDOC01-jpbibl-Innnnn.XXX	"
請•明•図•要	XML	JPOXMLDOC01-appb.xml	"
	表イメージ	JPOXMLDOC01-appb-Tnnnnnn.XXX	"
	数式イメージ	JPOXMLDOC01-appb-Mnnnnnn.XXX	"
	化学式イメージ	JPOXMLDOC01-appb-Cnnnnnn.XXX	"
	図面	JPOXMLDOC01-appb-Dnnnnnn.XXX	"
	イメージ	JPOXMLDOC01-appb-Innnnnn.XXX	"
図面の提出書	XML	JPOXMLDOC01-jpdrab.xml	"
	図面	JPOXMLDOC01-jpdrab-Dnnnnn.XXX	"
外国語 請•明•図•要	XML	JPOXMLDOC01-jpfolb.xml	"
	PDF	JPOXMLDOC01-jpfolb-Pnnnnnn.pdf	"
	イメージ	JPOXMLDOC01-jpfolb-Innnnnn.XXX	"
配列表	XML	JPOXMLDOC01-jpseql.xml	"
	イメージ	JPOXMLDOC01-jpseql-Innnnnn.XXX	"
	ST.25	JPOXMLDOC01-seql.app	"
	ST.26XML	JPOXMLDOC01-seql.xml	"
	ST.26PDF	_	JPOXMLDOC01-seql.pdf (注11)
添付書類(国内出願)	XML	JPOXMLDOC01-jpatta.xml	同左
	PDF	JPOXMLDOC01-jpatta-Pnnnnnn.pdf	"
	イメーシ゛	JPOXMLDOC01-jpatta-Innnnnn.XXX	"

特殊申請	ΧN	ML(送付票)	JPOXMLDOC01-jpbibl.xml	"
	XML(添付書類)		JPOXMLDOC01-jpsatt.xml	II .
	PDF		JPOXMLDOC01-jpsatt-Pmmmmmm.pdf	II .
	署名入りZIP		JPOXMLDOC01-jpsatt-Zmmmmmm.zip	_
	PDF(署名入り ZIP 内)		SignedDoc.pdf(注13)	JPOXMLDOC01-jpsatt-Zmmmmmm.pdf
		署名情報 XML	SignedXml.xml(注13)	_
	ST.26XML		JPOXMLDOC01-seql-Smmmmmm.xml	II .
		T.26PDF	1	一(注14)

注1)nnnnnn には 000001 からの連番をふります。 貼られている書類・箇所・種別に関係なく1つの XML に添付される TIFF、JPEG、PDF ファイルの中で連番を付与します。 但し、昇順に並んでいるとは限りません。 注2)nn には 01 からの連番をふります。

declaration, power-of-attorney, indication-bio-deposit の XML は複数添付される可能性があります。 注2-1)nn が 01、02・となるたびに、nnnnnn は 000001 からの連番をふります。

例)powr-of-attorney の場合

JPOXMLDOC01-poat.xml

JPOXMLDOC01-poat-I000001.tif

JPOXMLDOC01-poat-1000002.tif JPOXMLDOC02-poat.xml JPOXMLDOC02-poat-1000001.tif -->nn が 02 になれば、nnnnnn はまた 000001 から付与します。 JPOXMLDOC02-poat-1000002.tif

注2-2)記名押印欠落の説明書、添付書類は、当面の間、nn は 01 固定となる。

注3)XXX は JPG、jpg、TIF、tif のいずれかを指します。 注4)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません) 特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字のいずれも対処する必要があります。 注5)受付番号

	受付番号				
構成	申請形態種別年管理番号				
バイト数	1	2	8		

•申請形態種別

1・・・紙申請(窓口)

2\*\*\*紙申請(郵送)

3・・・特殊申請(2024年1月以降に使用)

5・・・オンライン申請

6···PCT

8…原願電子化

注6)JPOXMLDOC01 は、受付番号と同じ桁数にして、先頭13桁目からファイルの種別を判断できるようにしました。

注7)オンライン請求時、出願ソフトから受付システムに送る電子文書のファイル一覧・管理情報XMLのファイル名は、次のようになります。

ファイル一覧 JPOXMLDOC01-jpflst.xml

管理情報 JPOXMLDOC01-jpmngt.xml

注8)PCT 中間書類のファイル名については、「日本国特許庁 PCT 中間書類の電子化標準仕様 AP 書類編」を参照してください。

注9)記名押印(署名)の欠落についての説明書は出願ソフトのバージョン[i1.91]以降は添付不可となりました。

注10) request の場合のみ package-data を特許庁内システムで文書管理します。

注11)ST.26 は国内出願の場合に受付システムで PDF 変換され、PCT-RO 出願の場合は後続システムで PDF 変換されます。

注12) 特殊申請の XML は 1 つの書類が複数に分割される可能性があります。 mmmmmm にはファイルの種別に関係なく特殊申請に添付された順番に 000001 からの連番を付与します。

JPOXMLDOC01-jpbibl.xml
JPOXMLDOC01-jpsatt.xml
JPOXMLDOC01-jpsatt-P000001.pdf
JPOXMLDOC01-jpsatt-Z000002.zip
JPOXMLDOC01-jpsatt-P000003.pdf -->mmmmmm にはファイルの種別ごとではなく、添付された順に 000001 から付与します。

JPOXMLDOC01-jpbibl.xml

JPOXMLDOC01-jpsatt.xml

注14)特殊申請の ST.26 はデータエントリ後、出願マスタ格納時に受付システムで PDF 変換されます。

## (2) 紙出願の場合(国内出願のみ)

	種別	特許庁内システムで文書管理する際の電子文書
ファイル一覧	XML	(受付番号)−jpflst.xml
管理情報	XML	(受付番号)-jpmngt.xml
書誌	XML	(受付番号)-jpbibl.xml
	イメーシ゛	(受付番号)-jpbibl-Innnnn.XXX
請・明・図・要	XML	(受付番号)-appb.xml
	表イメージ	(受付番号)-appb-Tnnnnn.XXX
	数式イメージ	(受付番号)-appb-Mnnnnn.XXX
	化学式イメージ	(受付番号)-appb-Cnnnnn.XXX
	図面	(受付番号)-appb-Dnnnnn.XXX
	イメージ゛	(受付番号)-appb-Innnnn.XXX
図面の提出書	XML	(受付番号)−jpdrab.xml
	図面	(受付番号)- jpdrab-Dnnnnn.XXX
外国語 請・明・図・要	XML	(受付番号)−jpfolb.xml
	PDF	(受付番号)- jpfolb-Pnnnnn.pdf
	イメージ	(受付番号)- jpfolb-Innnnn.XXX
配列表	XML	(受付番号)−jpseql.xml
	イメーシ゛	(受付番号)−jpseql−Innnnn.XXX
	ST.25	(受付番号)−seql.app
	ST.26XML	(受付番号)-seql.xml
	ST.26PDF	(受付番号)-seql.pdf (注7)
添付書類XML	XML	(受付番号)-jpatta.xml
	PDF	(受付番号)-jpatta-Pnnnnn.pdf
	イメーシ゛	(受付番号)-jpatta-Innnnn.XXX
原データXML	XML	(受付番号)-jporgd.xml
ĺ	イメージ	(受付番号)-jporgd-Innnnn.XXX

注1)nnnnnn には 000001 からの連番をふります。

貼られている書類・箇所・種別に関係なく1つの XML に添付される TIFF、JPEG、PDF ファイルの中で連番を付与します。 但し、昇順に並んでいるとは限りません。

- 注2)XXX は JPG、jpg、TIF、tif のいずれかを指します。
- 注3)PDF は、書類修正・援用合体のときだけではなく、通常の紙出願の場合も発生します。(緊急避難案件に PDF が含まれている 可能性があるため)
- 注4)ST.25、ST.26 は、書類修正・援用合体のときだけではなく、通常の紙出願の場合も発生します。(緊急避難案件に ST.25、ST.26 が含まれて いる可能性があるため)
- 注5)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません)

特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字のいずれも対処する必要があります。

- 注6) 受付番号については、(1)オンライン出願の場合 注5)を参照。
- 注7) ST.26 は受付システムで PDF 変換されます。

## (3)発送書類の場合

	種別	特許庁内システムで文書管理する際の電子文書	備考
pkgheader	XML	JPOXMLDOC01-pkgh.xml	インターネットによる発送で使用
package-data	XML	JPOXMLDOC01-pkda.xml	インターネットによる発送で使用
ファイル一覧	XML	(0+発送番号)-jpflst.xml	
管理情報	XML	(0+発送番号)-jpmngt.xml	
発送書類	XML	(0+発送番号)-jpntce.xml	
	イメーシ゛	(0+発送番号)-jpntce-Innnnnn.XXX	
	PDF	(0+発送番号)-jpntce-P000001.YYY	謄本に注意書を添付する場合に使用

注1)nnnnnには000001からの連番をふります。

注1)nnnnnnにはU0U0U1からの連番をふります。 貼られている書類・箇所・種別に関係なく1つのXMLに添付されるTIFF、JPEGファイルの中で連番を付与します。 但し、昇順に並んでいるとは限りません。 注2)XXXはJPG、jpg、TIF、tifのいづれかを指します。 注3)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません) 特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字の何れも対処する必要があります。 注4)発送番号

	発送番号			
構成	指令発送識別番号	発送年	一連番号	
バイト数	2	2	6	

#### •指令発送識別番号

21···方式審査(特許) 22···方式審査(実用新案) 31···登録(特許)

32···登録(実用新案) 33···登録(意匠) 34···登録(商標)

61…審査(特許)

62···審査(実用新案) 81···分類(特許)

#### 注5)YYYはPDF、pdfのいづれかを指します。

## (3) - 1発送書類(送付状、案件一覧)の場合

	種別	特許庁内システムで文書管理する際の電子文書	備考
pkgheader	XML	JPOXMLDOC01-pkgh.xml	インターネットによる発送で使用
package-data	XML	JPOXMLDOC01-pkda.xml	インターネットによる発送で使用
ファイル一覧	XML	(0+発送番号)−jpflst.xml	
管理情報	XML	(0+発送番号)−jpmngt.xml	
発送書類	XML(送付状)	(0+発送番号)−jpntce.xml	
	XML (案件一覧)	(0+発送番号)−jpntcelst.xml	
	PDF (案件一覧)	(0+発送番号)−jpntcelst−P000001.XXX	
	PDF(添付書類	(0+発送番号) -jpntce-P(四法)-(登録番号)-nn.XXX	
	登録証の通知)		
	PDF(添付書類	(0+発送番号)-jpntce-P(四法)-(移転受付番号)-nn.XXX	
	移転登録済通知)		

- 注1)nn には「登録証の通知」は単件の場合は00、複数件の場合は01 からの連番、「移転登録済通知」は01 からの連番をふります。
- 注2) 発送番号については、(3) 発送書類の場合 注4) を参照。 注3) 四法
- - 1…特許
  - 2…実用新案
  - 3…意匠
- 4・・・商標 注4)登録番号は7桁の数字 注5)移転受付番号

17 17 13 H					
	移転受付番号				
構成	年	一連番号	ハイフン	枝番	
バイト数	4	6	1	1	

ファイル名には年を設定しません。また、枝番には英数字を設定します。 枝番が存在しない場合はハイフンも設定せず、一連番号のみ設定します。 枝番あり:03524000003-jpntce-P1-000001-A-01.pdf 枝番なし:03524000003-jpntce-P1-000001-01.pdf

注6) XXX は PDF、pdf のいずれかを指します。

#### (4) 庁内書類の場合

	種別	起案時
ファイル一覧	XML	(庁内書類番号)-jpflst.xml
管理情報	XML	(庁内書類番号)-jpmngt.xml
庁内書類	XML	(庁内書類番号)-jpmemo.xml
	イメージ	(庁内書類番号)-jpmemo-Innnnnn.XXX

注1)nnnnnnには000001からの連番をふります。 貼られている書類・箇所・種別に関係なく1つのXMLに添付されるTIFF、JPEG、PDFファイルの中で連番を付与します。 但し、昇順に並んでいるとは限りません。

注2)XXXはJPG、jpg、TIF、tifのいづれかを指します。 注3)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません)

特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字の何れも対処する必要があります。

## 注4) 庁内書類番号

	庁内書類番号				
構成	庁内書類識別 作成システム種別 作成年 一連番号				
バイト数	1	2	2	6	

・庁内書類識別

庁内書類であることの識別です。"9"が固定で設定されます。

作成システム識別

25~29···特実方式審査 65~69···特実審査周辺 80~89·・・三極交換

## (5) 受領書の場合

	種別	ファイル名	備考
受領書	XML	JPOXMLDOC01-aprl.xml	インターネットによる送付の場合
		JPOXMLDOC01-inaprl xml	ISDNによる送付の場合

注1)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません) 特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字の何れも対処する必要があります。

## (6) xmit-receipt の場合

	種別	ファイル名	備考
xmit-receipt	XML	(受付番号)-xmre.xml	オンライン出願の場合
		(請求番号)-xmre.xml	インターネットによるオンライン請求の場合
		(要求受付番号)-xmre.xml	インターネット電子出願利用登録、電子証明書
			追加登録、電子証明書利用停止、申請人情報
			変更、オンライン現金予納応答、予納台帳番号
			付与請求応答の場合
		JPOXMLDOC01-xmre.xml	クレジットカード利用承認照会処理、クレジットカ
			一ド登録情報削除処理の場合

注1)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません)

特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字のいずれも対処する必要があります。

## (7) 発送目録の場合

	種別	ファイル名	備考
発送目録	XML	JPOXMLDOC01-dspl.xml	インターネットによる発送で使用

注1)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません) 特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字の何れも対処する必要があります。

#### (8) その他

-		
	種別	ファイル名
申請人データ	XML	JPOXMLDOC01-jpreda.xml
サービスメニューデータ	XML	JPOXMLDOC01-jpsemd.xml
電子現金納付照会	XML	JPOXMLDOC01-jpcprd.xml
データ		
銀行口座自動振替照	XML	JPOXMLDOC01-jptrrd.xml
会データ		
原簿フォーマット	XML	(請求番号)-jprgda.xml
	イメージ	(請求番号)-jprgda-Innnnn.XXX
原簿フォーマットの	XML	(請求番号)-jpmngt.xml
管理情報		

注1)nnnnnには000001からの連番をふります。

但し、昇順に並んでいるとは限りません。

- 注2)XXXはTIF、tifのいづれかを指します。
- 注3)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません) 特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字の何れも対処する必要があります。

## (9) 出願情報履歴照会の場合

	種別	ファイル名
出願情報履歴照会	XML	JPOXMLDOC01-aphl.xml

注1)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません) 特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字のいずれも対処する必要があります。

#### (10) 請求履歴照会の場合

	種別	ファイル名
請求履歴照会	XML	JPOXMLDOC01-dehl.xml

注1)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません) 特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字のいずれも対処する必要があります。

## (11) 指定立替納付照会データの場合

	種別	ファイル名
指定立替納付照会	XML	JPOXMLDOC01-jpcrrd.xml

注1)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません) 特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字のいずれも対処する必要があります。

## (12) オーダーID 取得処理の場合

	種別	ファイル名
オーダーID 取得処理	XML	JPOXMLDOC01-jpauth.xml

注1)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません) 特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字のいずれも対処する必要があります。

## (13) クレジットカード登録情報照会データの場合

	種別	ファイル名
クレジットカード登録	XML	JPOXMLDOC01-jpcard.xml
情報照会		

注1)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません) 特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字のいずれも対処する必要があります。

## (14) アクセスコード登録状況単件照会データの場合

	種別	ファイル名
アクセスコード登録状	XML	JPOXMLDOC01-jpacco.xml
況単件照会		

注1)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません) 特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字のいずれも対処する必要があります。

#### (15)予納書の場合

	種別	ファイル名
予納書	XML	JPOXMLDOC01-jpdepd.xml

注1)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません) 特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字のいずれも対処する必要があります。

## (16) 手続種別確認データの場合

	種別	ファイル名
手続種別確認	XML	JPOXMLDOC01-jpacki.xml

注1)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません) 特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字のいずれも対処する必要があります。